

子ども教育常任委員会要点記録

日 時： 令和6年3月21日（木）
午前10時02分～午後2時10分
場 所： 第2委員会室

出席委員 (6人)	委員長	本間としえ	副委員長	岩崎みなこ
	委員	中島律子	委員	大くま真一
	委員	あらたに隆見	委員	松田だいすけ
	議長	三階道雄		

出席説明員	くらしと文化部長	古谷真美	文化・生涯学習推進課長	垣内敬太
	スポーツ振興課長	私市敬		
	子ども青少年部長	鈴木恭智	子育て支援課長	廣瀬友美
	児童青少年課長	石山正弘	子育て・若者政策担当課長	関隆臣
	教育部長	小野澤史	教育部参事	山本勝敏
			教育指導課長事務取扱	
	社会教育・文化財担当課長	齊藤義照	図書館長(兼)	横倉妙子
			中央図書館整備担当課長	
	学校給食センター長	佐藤彰宏	教育協働担当課長	野原敏正
	発達支援担当課長 (兼)教育センター長	相良裕美		

案 件

	件 名	審 査 結 果
1	第26号議案 多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
2	第27号議案 多摩市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
3	所管事務調査 子ども・若者への支援について	継続調査
4	特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

	件 名	担 当 課 名
1	令和4年度第4次多摩市生涯学習推進計画評価報告書について	文化・生涯学習推進課
2	テニスコート砂入り人工芝におけるマイクロプラスチック流出抑制対策ガイドラインの策定について	スポーツ振興課
3	多摩市立温水プール入退場システムの更新及びキャッシュレス化について	スポーツ振興課
4	令和4年度多摩市スポーツ推進計画実績報告書について	スポーツ振興課
5	多摩市スポーツ推進計画中間見直し改定に伴う庁内改定委員会の設置について	スポーツ振興課
6	旧南豊ヶ丘小学校跡地の契約期間延長について	スポーツ振興課
7	多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	子育て支援課
8	令和6年4月 認可保育所新規入所申込等の状況について（暫定値）	子育て支援課
9	「多摩市こども・誰でも通園事業」の実施予定等について	子育て支援課
10	令和6年度多摩市子ども・子育て会議開催日程（予定）及び次期多摩市子ども・子育てに関する計画策定スケジュールについて	子育て・若者政策担当
11	令和6年度学童クラブ待機児童状況（予定）について	児童青少年課
12	令和6年多摩市二十歳の祝賀祭について	児童青少年課
13	令和6年度 八ヶ岳少年自然の家移動教室等の受け入れ予定について	社会教育・文化財担当
14	食品加工会社による食肉の産地偽装について（経過報告）	学校給食センター
15	多摩市教育委員会 これまで・これからの不登校対策の概要	教育指導課

16	I C Tと健康に関するアンケート調査の集計結果について	教育協働担当
17	(仮称) 「第二次多摩市読書活動振興計画」の策定について	図書館
18	第三次多摩市特別支援教育推進計画策定事業の概要・スケジュールについて	教育センター

午前10時02分 開会

本間委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより子ども教育常任委員会を開会する。

本日配付された委員会及び協議会の資料は、行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第26号議案 多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより、市側の説明を求める。

鈴木子ども青少年部長 第26号議案についてご説明申し上げる。

本条例の基準となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことから、当該基準府令に準じて本条例の一部を改正するものである。

主な改正内容は、施設の重要事項について書面掲示に加え、インターネットによる閲覧ができるよう義務づけること、読替規定等の条文の整理を行うものである。詳細については、課長から説明をさせる。

廣瀬子育て支援課長 本件は、国において、令和4年に決定されたデジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン、こちらに基づいて、書面の掲示等を義務づけている規制などについて見直しを行うものである。

主な改正点としては、基準府令第23条に規定する施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、書面掲示に加えてインターネットを利用して、閲覧できるようにしなければならないとするものである。

こちらについては、令和6年の4月1日に施行する。

また、基準府令第62条に規定する磁気ディスク及びシー・ディー・ROM等の使用による記録の方法を定めた規定による磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものとなっているところ、媒体の種類を示さない形で電磁的記録媒体と改めるよう文言の適正化を図るものである。

そのほか、文言の適正化、整理を図るものだが、第23条が令和6年の

4月1日施行、そのほかの文言整理については、公布の日から施行するということを予定しているものである。

なお、具体的なホームページへの掲載の方法だが、こちらについては、国が独立行政法人福祉医療機構のほうに運営をさせているウェブサイト、子ども・子育て支援情報公表システムというものを今後改修して、必要事項が登録できるようにすると予定されているものである。

本間委員長 これをもって説明を終わる。これより質疑に入る。質疑はないか。

あらたに委員 全体的なことではなくて、一番最後の電磁的記録媒体に改めるということで、もともとの最初のがすごい古い、シー・ディー・ロムとかその他、これを磁氣的媒体と言うということだが、皆さん、シンクライアントの端末使われていて、クラウドでお仕事されている中で、この電磁的記録媒体という言葉、媒体ということは形になるものに何か記録しておきなさいということになるのかと思うが、具体的に、皆さんがどういったものに記録されているのかということと、その保管はどういうふうに行われているのかということをお聞きしたい。

鈴木子ども青少年部長 若干一般論になるかと思うが、以前であれば、PCの中にはハードディスクというものが入っていて、職員のパソコン、我々のパソコンにも入っていた。それより前であると、今回シー・ディー・ロムという名称を書き換えるわけだが、磁気ディスクというとフロッピーディスクなんていうのが一般的だが、その後、USBとかも出てきたし、今結構あるのはソリッドステートディスクというのか、いわゆるディスクという名称はついていますが、円盤が中に入っているのではなくて、大容量のメモリーの中に保存するような方法もあるのかと思う。

我々業務の中では、基本、特に個人情報に係るものは庁内の規定に準じて取り扱えるもの、それから取扱いの場合には、その基準にのっとって保管場所、こういったものも厳格に運用させていただいている。

基本的には委員ご指摘のとおり、通常業務であればクラウドサービス等で十分対応ができているところではあるが、絶対的に破損を逃れなければいけないもの等については、二重三重のバックアップという形をとる場合があると、そのように認識をしている。

あらたに委員　　ここは鈴木部長の所管で答えるべき話ではないと思うが、文書法制課に聞きたかったが、この媒体という言葉がつくと形になるものということである。このクラウド上の云々というのは、媒体という言葉に入らないのではないのか。よくバックアップでもクラウド上に残したりとかしているの、それはこの言葉の意味合いとして認められているのかどうかという確認で、結局、庁内に何かしらこのディスクなりUSBなりの形で記録したものを保存しておくという意味でこの条例の文言がついているのか、クラウド上に、きちんとバックアップされたものが残っていれば、それはよしとされているのか。そこら辺がこの言葉では読み取れないので。

廣瀬子育て支援課長　その辺り申しわけない、十分に調べ切れていないところではあるが、アナログ規定の見直しを実現するというのが目的となっているので、クラウドというのも当然入るのかという想定をしていたが、そこはまた確認させていただいて、後日お伝えさせていただけたらと思う。

鈴木子ども青少年部長　あと重ねてになるが、委員もご存じの上でご発言だと思うが、クラウドも結局はサーバーが別の場所にあって、ここの場所で保存していないというだけであって、いずれかのところでは電磁的な記録媒体のところに格納されている。それをインターネットであったり、インターネットを通じて呼び出すという仕組みだったという認識をしているので、詳細については、今、委員からご指摘いただいたので、課長共々確認をした上で、運用を進めていきたいと思う。

本間委員長　ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長　質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長　意見・討論なしと認める。

これをもって討論を終了する。

これより、第26号議案　多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

本間委員長 挙手全員である。

よって本案は可決すべきものと決した。

日程第2、第27号議案 多摩市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

鈴木子ども青少年部長 それでは、第27号議案についてご説明申し上げます。

令和6年4月1日付組織改正に伴って、子ども青少年部子育て支援課の名称を子ども・若者政策課に改称することから、本条例第9条の審議会の庶務は、子ども青少年部子育て支援課において処理するとこれまでしていた規定を、審議会の庶務は、子ども青少年部において処理すると改めるものである。

課を指定すると、課の名称が情勢によって変えるような場面で、条例改正がまた出てくるので、今般、子ども青少年部において行うということで、基本、子ども青少年部からこの審議会の庶務が動くことはないという前提での改正である。よろしくご審議のほどお願いする。

本間委員長 これをもって説明を終わる。このように質疑に入る。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 意見・討論なしと認める。

これをもって討論を終了する。

これより、第27号議案 多摩市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

本間委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第3、所管事務調査 子ども・若者への支援についてを議題とする。

本件は、継続案件である。本件については、令和5年6月26日に子ども教育常任委員会の2年間のテーマを子ども・若者への支援についてとした。テーマに関連した取り組みとして、10月19日に愛知県豊橋市、10月20日に京都府京都市にて、子ども・若者支援の先進的な取り組みについて視察を行い、また、11月28日に多摩市私立幼稚園協会園長会、11月29日に多摩市私立保育園園長会と子育て支援を行う各施設における取り組みや課題などについて意見交換を行った。

この視察や意見交換を通して、子ども・若者支援の効果や課題などの実際を学んだことで、さらに調査を進め、その成果をまとめて市民に報告する必要があると考え、令和5年12月15日に、2年間のテーマを所管事務調査として位置づけた。

所管事務調査に位置づけてから、これまでの間、令和6年1月17日に子ども食堂・誰でも食堂の運営者などが定期的に情報交換を行う会議体である「たま食ねっと。」と、令和6年1月18日に多摩市認証保育所連絡会と意見交換会を開催し、それぞれの立場での子ども・若者への支援について意見を聴取した。さらに、2月5日には勉強会を行い、昨年10月の行政視察で得た知見や、11月から1月にかけての意見交換会の成果を振り返り、今後調査したい課題を整理した。

今後は、整理した課題について、市の現状や今後の方針等を確認するため、担当所管課に協力をいただき、勉強会を開催して、学びを深めるとともに、具体的な提案に向けて、さらに掘り下げて調査したい課題を絞り込んでいきたいと考えている。

よって、今後も勉強会や先進市の視察を行うなど、調査、研究を進め、子ども・若者への支援について協議を行っていくことで、異議はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 ご異議なしと認める。

最後に、所管事務調査については、毎定例会で進捗状況を報告することが、議会運営委員会において確認されているので、今定例会最終日に報告をする。報告の内容については、委員長に一任していただきたいが、これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。
また、本所管事務調査については、閉会中の継続調査の申出をいたしたい
と思う。
これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。
日程第4、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。
本件は、別紙のとおり申し出ることにしたと思う。
これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。
この際暫時休憩する。
ここで、協議会に切り替える。

午前10時17分 休憩

(協 議 会)

本間委員長 それでは、1番、令和4年度第4次多摩市生涯学習推進計画評価報告書
について、市側の説明を求める。

古谷くらしと文化部長 協議会案件1、令和4年度第4次多摩市生涯学習推進計画評価報
告書について、垣内文化・生涯学習推進課長から説明をする。

垣内文化・生涯学習推進課長 それでは、説明させていただく。資料、協議会1の令和4年
度第4次多摩市生涯学習推進計画評価報告書について、お開きいただいて、
説明のほうは33分の4ページ目をお開きいただければと思う。33分の
4ページだが、左上に1、第4次多摩市生涯学習推進計画の評価についてと
題したところのページをまずはご覧いただければと思う。

少し押さえるところであるが、本文にあるとおり、生涯学習推進計画に
ついては、市民一人ひとりの自由な学びを尊重しつつ、学びが内包するガバ
ナンス機能に着目して、それらを緩やかにまとめたものであって、未来に向
けた地域コミュニティの方向性を示す計画としたところである。

この計画中の生涯学習を推進するための施策については、市民の方が生涯学習するための条件整備を通じて、学習のプロセスを応援するといったものである。この計画期間については、令和3年度から12年までの10か年というところで第4次のほうは計画している。この計画の評価については毎年行う内部評価、昨年度もこちらの場で説明させていただいたが、その内部評価と、2年に一度の外部評価により行うものである。

内部評価に当たっては、11項目ある推進項目の中を24の個別施策にカテゴライズして、個別施策にひもづく関連事業、100以上の関連事業を単位としてアウトプットと初期アウトカムを庁内調査し、行っているところである。

一方、外部評価については中間アウトカムということで、先般行われた多摩市世論調査の結果等による成果目標を設定しているところである。この外部評価は、個別の事業を実施したことで、この成果目標の向上が図られたかどうかを外部評価により確認しているものである。定期的に外部評価を行うことで事業の実態とか成果を客観的に分析し、本計画のPDCAサイクルの適正化を図り、着実な推進につなげていくといったところを目指しているところである。

今回初めての外部評価といったところで、今回の外部評価については、この第4次生涯学習推進計画の策定に関わっていただいた委員長である学識者、そして、策定委員会の市民の方、2人の方に評価をしていただいたところである。

それでは、この評価のプロセスと経緯のところであるが、2ページ目のほうをご覧ください。1番の評価のプロセスのところであるが、各事業の事業ごとにアウトプット、初期アウトカムといったところを設定していて、こちらのアウトカム、初期アウトカムの評価の部分は内部評価の対象としている。これは毎年度やっていて、昨年度から実施しているところである。今回その中間アウトカムといったところで、11の推進項目ごとに成果指標を設定していて、世論調査をもとにした推移を確認している。

下の評価の経緯をご覧ください。令和4年度の評価の実施の経過であるが、まず令和5年度の上期には、庁内のほうで内部評価の実施をして、

学びあい育ちあい推進審議会のほうでも、内部評価についてはご意見もいただきながら、10月には、庁内の本部会議で内部評価の協議、決定を行った上で、下期、12月から1月にかけて外部評価者による評価を実施したといった流れで、今回、内部評価と外部評価を実施したといったところである。

それでは、簡単に内部評価と外部評価の内容のほうを少しかいつまんでご紹介させていただきたい。タブレットのほうで33分の18を指定していただいて、この資料のページ数でいくと15ページのほうをお開きいただければと思う。

こちらが、庁内でやった内部評価の総評といったページである。左の令和4年度の振り返りのところを見ていただいて、令和4年度については、新型コロナの感染拡大が続いていたところ、緊急事態宣言やまん延防止措置が発令されなかったといったところから、それまで中止としていたイベント等が徐々に再開され始めたといったフェーズであった。

一方、リアルイベントが可能となってきたといったところで、それまでオンラインで実施した事業の多くが会場開催に切り替えられたといったところがある。そうした動きに伴って、動画配信等は減少したと参加者が減少するというような事業も見られたところではあった。このコロナを契機に、情報発信やイベントの場面において、実施方法に選択肢がふえたといったところは多くの情報を市民にわかりやすく伝えることで、イベントへのアクセスがオンラインでということアクセスが容易になるなど、メリットもあったところである。

一方、やはりリアルの重要性といったところも再認識されたところであって、やはりリアル、対面での学習環境といったものは理解が深まるといったメリットもあったと思う。そうしたことから、今後、リアルとオンラインそれぞれの場면을応じて適切に使い分けることが今後の課題といったところであった。

また、昨年度、特に市民の生涯学習活動支援に向けた大きな出来事といったところとしては、多摩市市民活動・交流センターが開設したというのが令和4年度の大きな出来事であった。この施設が整備されたことで、従来の学

校跡地を暫定活用していた団体さんが継続してできるようになったといったことだけではなくて、新たな利用団体も活動が始まって、目標を上回るような団体登録数もあった。今後、団体同士での交流も生まれながら様々な形に発展する可能性のある市民活動の場として大いに期待したいと考えているところである。

個別いろいろな事業の振り返りはあるが、ここは割愛させていただいて、共通する課題というところで次ページ目を見ていただきたい。令和4年度は、やはり新型コロナが収束に近づく兆しを感じられたという中で、多くの事業で成果の向上が見られる結果となった。この総評の後のページ、推進項目ごとにアウトプット、アウトカムの状況がばつとあるが、その状況の右下のほうの指標の推移といったところをご覧になっていただくと、全体として推移がアウトプットはたくさんあるが、それが全体の傾向として減少したのか、増加しているのかといったところをざっくりつかめるように実は表現しているが、ばつとめくっていただくとほとんどもう増加といった状況で、アウトプット、初期アウトカム、いずれもコロナが明けていくといったところの中で、成果の向上が見られたというような特殊なフェーズだったかというところであった。

少し戻るが、今後ただそうは言っても平時に戻っている中で、数年後にはこういった指標の今増加している伸びというのは、鈍化していくことが予想されるので、今回の計画に満足せず、常に工夫を続けながら成果を向上させていくといったところは課題と考えているところである。また、学びあい育ちあい推進審議会のほうから、高校生や大学生が生涯学習に参加しやすい環境づくり、そうしたものの取り組みを強化してほしいというような言及があって、課題として受け止めたというところがある。

以上が内部評価といったところの部分のご説明であった。

少しページお戻りいただくが、今回2年に一度の外部評価をやっている。ページは33分の10ページ、資料のページ数で8ページになる。そこから外部評価ということで、今回、学識経験者として笹井先生、また、市民の方、小泉さんという方なのだが、いずれのお二人もこの計画の策定に携わっていただいた方、このお二人に外部評価をしていただいた。

総括的な表のところは読んでいただければと思うが、少しかいつまんで9ページから12ページが外部評価のシートになっていて、4つの目指す方向ごとに1ページずつ評価をしていただいたといったところであって、表の上の段は世論調査の成果指標の結果のページになっていて、中段は生涯学習に関わる活動を行う者からの意見というのが市民の方の意見、下の段の学識経験者からの提言というのは、笹井先生からのコメントといったつくりになっている。

まず、「誰もが一步をふみだせるまち」といった部分については、市民の方からすると、多摩市の企画はたま広報でチェックする人が多いというところで、特に改修したパルテノン多摩のうちこどもひろばOLIVEに対する評価が高いといったところがコメントとして寄せられている。

学識経験者からの提言としては、先ほども内部評価でもあったが、やはりリアルとバーチャルといった手法による強みを適切に使い分けて、市民の生活をサポートしていくことが重要だろうというようなコメントがあった。

10ページ目の部分だが、「人と人がつながり認め合うまち」といった部分である。この中で市民の方からいただいたのは、今新しい施設がいろいろできている中で、従来の施設の魅力も周辺地域の人たちに発信することが継続して必要だというようなコメントがあった。

また、学識経験者の方については、行政としてはやはり仕組みづくり、場の提供といったところ、言わば市民の方の学習を間接的にサポートするといった形の取り組みは引き続き充実して欲しいというようなコメントがあった。

おめくりいただいて資料の11ページ、12ページの部分であるが、11ページ目の「いつでもどこでも自分を高められるまち」といったところについては、市民の方からの意見としては、今後、対面が主流になったとしても、オンライン講座といったところは情報インフラとして継続、充実して欲しいというようなご意見があった。

学識経験者からの部分については、今回、世論調査の結果を見ると、特に6番のボランティア・市民の活動といったところで、この1年ぐらいに、ボランティア活動や地域活動に関するものについて現在学習している、ある

いはこれまで学習したことがあると回答した市民の割合は向上しているといったところを踏まえていくと、市民全体としては、このボランティア活動に関する潜在的な関心意欲が高いのではないかということがコメントとして寄せられているので、やはりこの計画に掲げられている諸事業の充実を通して、努めていていただきたいというコメントが寄せられているところである。

最後になるが、4番「学びあいと協働でかがやくまち」というような評価項目であるが、この部分については、世論調査の結果が1個思わしくない項目が実はあって、10番の連携・協働による子どもの成長への支援という項目だが、これ世論調査の質問項目としては、「子どもがのびのびと過ごし、学び、成長できるまちであるか」という設問に対して、肯定的な市民の割合が令和元年度、令和3年度から比べると、特に令和3年度から比べて大きくポイントを下げたと。それがアウトカムとしてはあったが、市民の方、子育て世代の方なのだが、市民の方からの感覚としては、多摩市への不満というのは特になくて、特に中央公園でのパークライフショーとか地域で交流できるイベントが多くあったりとか、多摩市主催の講演会とかでは保育といったサービスが用意されているとか、安心して進化しているように感じているというようなところで、世論調査の数値も大事であるものの、しっかり市民の声、そういったところを拾いながら評価していく手法も検討したらどうかというようなコメントが寄せられたところである。

学識経験者についても、この世論調査の結果が思わしくなかった部分に対してパルテノン多摩での「こどもひろばOLIVE」の利用者が増加しているといったところから踏まえると、子どもや子育てに係る施策・事業の周知、内容の理解促進が進んでいないのではないかというところで、行政としてやってはいるが、市民の方が把握してないだけなのではないかといった分析がされているところである。

こうした世論調査の数値的な部分とは別に、声を集めるといったようなところで評価していく手法も検討するのがいいのではないかというご意見が寄せられたところである。外部評価については雑駁だが、以上ご紹介といったところである。

以上が、第4次多摩市生涯学習推進計画のいわゆる内部評価、外部評価と
いったところを駆け足であったが、ご説明させていただいた。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次に、2番、テニスコートの砂入り人工芝におけるマイクロプラスチック
流出抑制対策ガイドラインの策定について、市側の説明を求める。

古谷くらしと文化部長 2のテニスコート砂入り人工芝におけるマイクロプラスチック流
出抑制対策ガイドラインの策定についてと、委員長、3の多摩市立温水プ
ール入退場システムの更新及びキャッシュレス化について、合わせて報告
をまずさせていただいてよろしいだろうか。

本間委員長 願います。

古谷くらしと文化部長 ご許可いただきありがとうございます。では、この協議会案件2と3につい
て、私市スポーツ振興課長よりご説明をさせていただく。よろしく願
います。

私市スポーツ振興課長 それでは、協議会資料の2番を見てほしい。テニスコート砂入り
人工芝におけるマイクロプラスチック流出抑制対策ガイドラインの策定に
ついて報告させていただく。資料、右下にページ番号を振っていて、2ペ
ージ目をご覧いただきたい。

今回この砂入り人工芝のガイドラインとしては、国内初の策定というこ
とになって、ロングパイルの人工芝と砂入り人工芝と大きく2種類あるが、
ロングパイルのガイドラインについては既にあるが、テニスコートの人工
芝としては、初の策定となる。東京都内の公共スポーツ施設では、ロングパ
イルの人工芝140面に対して砂入り人工芝のテニスコートが800面あ
って、広くマイクロプラスチック対策を行う上では、このガイドラインの策
定というのは意義が大きいものかと考えている。

この今回の目的としては、効果的なマイクロプラスチック対策の実施と、
全国のテニスコート管理者との情報共有、マイクロプラスチック対策を社
会に広めるということを目的としている。ガイドラインの構成としては
5つになって、ガイドラインの概要と人工芝の種類・特徴、あとマイクロ

ラスチックの発生状況、流出抑制対策、私たちにできることという5本で構成している。

今後の予定としては、ガイドラインの決定をして、3月下旬に市長の定例記者会見を行って、その後、@PRESSによりウェブメディアを中心に約200社に対して、プレスリリースを行っていきたい。企業との実証実験は、令和6年度は継続実施して随時このガイドラインを改定して、広く他自治体への啓発を行っていきたいと考えている。

3月上旬には、東京都内のスポーツ主管課長会に、このガイドラインの内容を報告していて、共有はさせていただいている。

次の3ページは表紙になって、4ページ目、こちら「はじめに」というところでリード文がある。

5ページ目、こちらが5本立ての内容になっている。先ほどご紹介した5本の目次になっている。

簡単に6ページ目から説明していただくと、ガイドラインの目的というところで、砂入り人工芝の流出対策の重要性とか、マイクロプラスチックがどんなものか、ガイドラインの策定の経緯、多摩市議会と共同で気候非常事態宣言を行ったというところと、地球温暖化対策等に取り組むため、マイクロプラスチック流出対策の実態調査を行った上で、屋外スポーツ施設管理更新計画の策定にこの対策を位置づけて、研究していくというところを規定させていただいて、この2年間の実証実験を行いガイドラインを作成したという結果を載せさせていただいている。

7ページ目、スポーツ用人工芝は大きく2種類あるということを記載させていただいて、今回は砂入りのほうになる。

8ページ目、テニスコートのサーフェスは大きく3種類あって、多摩市では市内には9か所28面のテニスコートがあって、このうち25面が砂入り人工芝、3面がクレートコートとなっている。施設利用者へのアンケートや意見交換で、広く砂入り人工芝を多く採用してきた経緯がある。

9ページ目、マイクロプラスチック発生状況というところでメカニズムである。走り回ったときのスライド摩擦とか紫外線によって劣化して、写真のような細かいマイクロプラスチックが発生しているのが見えるというこ

とと、あと人工芝の素材によって粒度が異なるということがわかっている。

次の10ページ目、人工芝の摩耗というところで、使用前のものと13年使用後のものと比べている。19ミリが芝丈だが、14ミリまで摩耗したのもあって、テニスコートによっては場所によって磨耗の仕方が異なってくるところである。

11ページ目へ行くと、発生時期のところで設置後1年、2年は発生はしてないということが確認されているが、設置後2、3年から徐々にマイクロプラスチックが発生しているということがわかっている。1面1年間に10.5キロのマイクロプラスチックが発生しているという推計がされている。

12ページ目、人工芝以外にもテニスボールやコートブラシなども原因になっていて、13ページ目にあるように、雨により排水溝、集水ますを渡って、河川や海洋に流れているところがわかっている。

14ページ目、実際のテニスコートの写真である。青いコートのところでは、こういったものが見えると。

15ページ目、流出対策の方法というところで、施設環境の整備とか流出経路の確認、対策計画策定、対策資材の設置、維持管理というような流れで対策を行っていくところを書いている。

16ページ目、一応こういった図面を用いて水がどのように流れていくかというところを、どのように排水溝、集水ますを通して、河川、海洋に流れていくかというところを確認をまずするというところ。

17ページ目、排水溝のフィルターの設定、幾つか種類があるので、そういった方法でフィルターを設置する。

18ページ目には、マイクロプラスチックだけではなくて落ち葉なども落ちてくるので、排水溝に詰まりやすいというところで、落ち葉用のフィルターとマイクロプラスチック用のフィルターと二段重ねにするということと、L字溝とU字溝と排水溝の形状によっても対策の方法は異なるので、U字溝になっていない排水溝はU字溝にする工事を多摩市では行っている。

19ページ目、排水溝の蓋の部分に人工芝とか防草シートなどのカバーをつけて、マイクロプラスチックを捕捉するというところもご紹介してい

る。

20ページ目、排水溝の水が流れつく集水ますにフィルターをつけた場合、今までの実験では、排水障害を起こす、冠水するというような状況があるので、そういったリスクがあるということをご紹介している。

21ページ目、フィルターの選定というところで、排水溝に設置可能か、フィルター機能、維持管理の方法、リスク管理というところを紹介している。

22ページ目、年間によって6月から9月が雨の多い時期になるので、その時期に合わせた維持管理の頻度とか、そういった計画をする必要があることと、実際の多摩市のテニス団体、利用者さんにご協力いただいている設置と交換の作業の様子をご紹介している。

23ページ目、集中豪雨のような大雨が降ることもあるので、そういった場合は、フィルターを通水しない越流水が発生する状況とか、そういった現在の課題についてのご紹介をしている。

24ページ目、私たちにできることというところで、多摩市で推奨している4RプラスRenewableというところとか、環境政策課が作成したマイクロプラスチックの啓発動画、あとマイボトルの推奨とかペットボトルの分別ルールとか、そういったところも啓発をさせていただきながら、このガイドラインを締めくくっている。

最後に協力団体、このガイドライン作成に協力いただいた多摩市体育協会さん、硬式庭球連盟さん、ソフトテニス連盟さん、そして住友ゴム工業株式会社さん、積水樹脂株式会社さん、大嘉産業株式会社さんのお名前を入れてさせていただいている。

マイクロプラスチック対策については以上となるが、引き続いて、プールの入退場システムについてご紹介させていただく。協議会資料の3番の資料をご覧ください。

多摩市立温水プールの入退場システムについて、令和6年度に機器を更新するとともに、当日の入場券購入のキャッシュレス化を行うことを計画しているので、現在の検討状況を報告させていただく。

次のページである。入退場システムというのは、券売機と窓口発券機と精

算機、管理装置、入退場ゲートという5つが一体となったシステムになって、日々の売上げとか来場人数、夏期の入場制限のための入館中の人数のデータ管理を行っている。今回、令和6年度に更新を行うのは、入退場ゲート以外の1から4番になる。

更新の理由としては、平成28年度に導入した機器であって、老朽化が進んで故障が度々発生しているという状況があることと、機器のハードウェアのサポートが令和6年度で終了するために交換する必要がある。入退場ゲートについては、現在も良好に稼働していて、メーカー修理も対応可能ということで継続使用していきたいということになる。

当日の入場券のキャッシュレス化についてだが、スポーツ施設の年間券等については、令和5年7月よりキャッシュレス購入は可能なのだが、当日入場券については、券売機がキャッシュレス化対応してないので、今回の機器更新に合わせてキャッシュレス化を行いたいと考えている。

この券売機の販売では、当日入場券の収入の77%を占めているということから、利便性が大きく向上することが期待できる。クレジットカード・電子マネー・QRコードで多様な決済サービスを提供できると思っている。

今後の予定としては、令和6年5月に事業者と仮契約を締結して、第2回定例会に契約議決を上程させていただいて、令和6年の9月、契約議決の議決後、本契約を締結、令和7年2月、3月の施設休館日に合わせて納品・設置を予定している。

本間委員長 市側の説明は終わった。まず、2番のテニスコートのマイクロプラスチックのほうから質疑はないか。

岩崎委員 テニスコートのほうをお聞きする。大変ご苦勞の中、ここまで来てすごいなと思う。12ページにボールも結構、状況で磨耗していくと言っていたが、やはり古いボールと新しいボールと違うことや、もしそうであるなら市民の方に財政的なこともあるが、こういうふうになりやすいのだということ伝えてほしいなと思うが、その辺はどうか。

私市スポーツ振興課長 テニスボールの人工芝もそうなのだが、紫外線とか経年劣化によって、そのマイクロプラスチックが発生しやすいという状況があるので、テニスボールについても同様かと思っている。ただ、テニスボールの毛が抜け

落ちるが、人工芝のマイクロプラスチック対策のフィルターを置けば、フェルトのほうも、テニスボールのほうも同時に捕捉が可能となるので、マイクロプラスチック対策としては人工芝と同様の対策で捕捉可能かと考えている。

岩崎委員 十分というか、大丈夫なのかもわからないが、そういうことも知ってほしいなということがお願いできたらなと思う。それと同じように人工芝が新しいときは大丈夫、あまり擦れないで、だんだん古くなっていくと擦れていくのだなと、二、三年とおっしゃっていたので、人工芝はそこからどのくらい使うものか。

私市スポーツ振興課長 人工芝は大体10年から13年ぐらい耐用年数があって、人工芝10年から13年サイクルで計画的に更新していくことで、施設利用者のけがとかにもつながるので、そういったところも防ぎながら、マイクロプラスチック対策もその年数に合わせて対策していくことが重要だと考えている。

岩崎委員 摩耗が始まってから10年ぐらいは使うことはわかったが、そういう意味では兼ね合いというか、状況を見ながらある程度また張り替えるとか、そういう意味では必要なのだということをお早めに周知していただきたいと思う。よろしく願います。

あらたに委員 今回、いろいろ企業さんにご協力いただいてやっているわけだが、技術的なことを言うと、フィルターのノウハウとかU字溝に設置するノウハウとかいろいろあると思うが、そこら辺の知的財産についてのことは、企業さんたちとしっかり守れるようなことはやっているか。

私市スポーツ振興課長 今回、実証実験するに当たって、この今までの取り組みを公に出していいかというところは、きちんと確認をとってやっている。また、その中には特許を取るとか、そういったところは相談があるから待つてほしいとかそういった話はあたりもするので、そういったところは企業さんときちんと確認をしながら公表している。

あらたに委員 何があるかという、海外の企業なり何なりが丸々コピーしたものを特許権を出されると、後で私たちが使うのにお金を払わなければいけなくなる。そこは防がなければいけないので、しっかりその知的財産を守るとい

ことは、この協議の中で使っているか、発表しているかという次元ではなくて、これそのものが市場に出始めるときに、私たちにその費用的にイニシアチブがあるような形できちんと守っていないと、せっかくやったのに高いものを買わされるということになったらとんでもないことになるので、そこはしっかり企業さんと相談して守っていくという体制は整えていくべきだと思うので、それはしっかりお願いしたいと思う。

私市スポーツ振興課長 実証実験を一緒に行っていた企業さんと密に連携とりながら、そういったところについても協議していきたいと思う。

本間委員長 この件についてほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 その次の3番の温水プールのキャッシュレス化のほうの質疑はないか。

あらたに委員 プールとかスポーツとかするとき、現金を持ち歩かないというのはとても助かることなのだが、この中には自動販売機とかもあるが、これをまづキャッシュレス化ができていないのかと、あと駐車場があるが、その支払いもキャッシュレス化ができるのかとか、合わせて総合的にこの施設を現金を持ってこなくても利用できるという視点は必要かなと思うが、そこら辺はどうか。

私市スポーツ振興課長 自動販売機については設置者が市ではないので、設置者と協議をしていきたいと考えている。プールの駐車場については、まだ精算機がキャッシュレス化に対応してないが、今後キャッシュレス化についても検討していきたいと考えている。

あらたに委員 本当に利用者の目線に立って、そこへ現金持ってなくてもいいよというところまでもきちんと配慮していただければと思うので、よろしく願います。

本間委員長 この件に関して質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次に4番、令和4年度多摩市スポーツ推進計画実績報告書について、市側の説明を求める。

古谷くらしと文化部長 こちらも委員長にご了解いただければと思うが、4と5の2つが

関連性が高いので、合わせてご説明させていただいてもよろしいだろうか。

本間委員長 では、5番の多摩市スポーツ推進計画中間見直し改定に伴う庁内改定委員会の設置について、4番と5番を合わせて市側の説明を求める。

古谷くらしと文化部長 それでは、4の令和4年度多摩市スポーツ推進計画実績報告書について及び5の多摩市スポーツ推進計画中間見直し改定に伴う庁内改定委員会の設置について、合わせて、私市スポーツ振興課長から説明を申し上げます。

私市スポーツ振興課長 では、協議会資料の4をご覧ください。4つ資料があるが、1枚目をお願いする。

令和4年度多摩市スポーツ推進計画実績報告書について報告する。概要としては、まず今回この多摩市スポーツ推進計画実績報告書では、令和2年1月に策定した多摩市スポーツ推進計画の進捗状況を確認し、次年度以降のスポーツ施策に反映させるため、庁内のスポーツに関連する事業の実績を調査、取りまとめを行って、多摩市スポーツ推進審議会の意見を参考に作成をした。

背景としては、この計画の中に、計画の進捗については本市のスポーツに関する施策などを審議する審議会に取り組み状況を報告して審議、確認いただき、その意見を踏まえた上で、次年度に向けた取り組みを推進していくと書かれている。

これまでの経過としては、夏頃にこの推進計画の進捗状況について、審議会に審議・確認をして、8月に全庁の調査を実施した。11月に実績報告書の素案を報告して、その後、審議して、最終案を8月に決定をした。

次のページについて実績報告書の決定と経営会議での実績報告書の報告を2月6日に行った。

令和6年度の予定としては、次年度のスポーツ施策に反映することを目的としているので、早めに、5月頃に取り組み状況の調査をして、実績報告書の素案を8月までに経営会議等に報告して、できるように進めてまいりたいと考えている。

次の資料、別紙の1をご覧ください。表紙をめくって1ページ目にな

るが、1のスポーツに触れるというところ、これが施策の柱、これが5つある。その下にぶら下がって1-1というところで、街なかにスポーツのある風景づくりというところで、こちらが施策になる。施策の概要と取り組み例が記載されていて、その次の下の令和4年度事業実施状況についてというところ、こちらが令和4年度の評価になって、該当する主な事業のみを抜粋しているが、こちらに記載をさせていただいている。

全体を通して令和3年度の実施回数とか参加人数、令和4年度の実施回数、参加人数と書いてあるが、コロナの関係で令和2年度からスポーツに関する事業が中止とか規模縮小ということが多くなってきたところ、令和3年度もその影響を大きく受けていたが、令和4年度からその実施回数とか参加人数が伸びてきて、全体的に令和3年度からの伸びというのが確認はできた。

ただ一方で課題というところもあって、下のページ番号、14ページの2-3、高校生や大学生の興味・関心に沿うスポーツの充実や、34ページの4-3、スポーツを通じた生きがいづくりというところが課題かというところはある。

ただ、それ以外のところについては、全体的に参加人数とかが伸びていて、ポジティブな評価となっている。

次の協議会の別紙の2の資料をご覧いただきたい。細かくて申しわけないが、全部でこの事業に載っているのが189の事業があって、スポーツ振興課だけでも54の事業、そのほかの健康推進課とか高齢支援課とか児童青少年課とか児童館で行っているスポーツをする事業がそのほかにあり、その庁内全体でスポーツがどのように行われているかというところを取りまとめた資料になっている。一つ一つについての成果というところはこちらで確認ができるようになっている。

協議会資料4の別紙の3の資料を見てほしい。こちらがこれらの実績報告を審議会に出して、いただいた意見だが、まず、1つ目の委員さんのご意見というところで、継続実施と書きつつも実際は細かい見直しとか改善があると思うので、それが今回の実績報告の中では少し見えにくいのご意見があった。こちらについては、次年度の反映に向けて検討を進めていくた

いと考えている。

また、2つ目の廃止された事業もこの中に書かれているが、別の事業に代替されたとかそういったところも少し見えにくいところもご意見いただいたので、次年度の反映を検討していきたいと思う。

そのような幾つかご意見いただいた中で、反映できるものは、次回の反映に向けて進めていきたいと考えている。

次、協議会資料5を見てほしい。多摩市スポーツ推進計画中間見直し改定に伴う庁内改定委員会の設置についてというところである。市としては、この中間見直しを検討するために、庁内の改定委員会である多摩市スポーツ推進計画中間見直し改定委員会を設置したということを報告させていただきたい。

今回のこの計画について、市民一人ひとりが自らの意思でスポーツに取り組める環境づくりを進め、本市におけるスポーツ施策を総合的に推進する指針として策定したものになるので、令和2年から11年度までの10年間を基本として、計画の進捗状況とか社会情勢の変化に応じて総合計画との整合性を図りながら、中間見直しを行うことになっている。

今回、関係課長で構成する庁内検討委員会を設置して、庁内でも議論を進めて中間見直しに向けて検討していきたい。検討内容としては、計画における施策の進捗状況の分析、取り組みの評価、施策の課題に関すること、調査の内容、検討に関すること、計画改定案の作成に関することなどを全5回の予定であるが、関係課長と議論をしていきたいと考えていて、次ページの検討委員会のメンバー、この計画を策定したときのメンバーにプラスして、就労者のスポーツに関することということで、経済観光課長や児童・生徒のスポーツに関することで教育部の統括指導主事をさらに加えて、庁内検討委員会を構成して、検討していきたいと考えている。

本間委員長 市側の説明は終わった。この2つの推進計画の件について質疑はないか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次に6番、旧南豊ヶ丘小学校跡地の契約期間延長について、市側の説明を求める。

古谷くらしと文化部長 それでは案件6、旧南豊ヶ丘小学校跡地の契約期間延長について、私市スポーツ振興課長から説明する。

私市スポーツ振興課長 旧南豊ヶ丘小学校跡地の契約期間の延長について、報告させていただく。現在この跡地は、一般社団法人東京グリーンスポーツリンクへの土地の賃貸借及び旧校舎の使用貸借を行って、民間スポーツ施設として活用している。契約が令和7年3月31日で満期を迎えるので、契約を最大1年半延長することとして、必要な準備を進めていきたいと考えている。

延長の理由としては、スポーツ施設として高い稼働率で運営されていて、市民のスポーツと健康づくりの場として成果がある。市民ニーズがあることを鑑みて、市民の利用者の影響を最小限にするために延長を行いたいことと、あと短期間の延長であれば、大規模な改修を行うことなくグラウンドの継続利用ができるということを運営側にも確認した。

契約の延長期間は、施設利用者は年度単位で利用することと、原状回復に要する期間が貸付期間に含まれることから、最大1年半と考えている。今後のスケジュールとしては、3月中に契約延長の諸条件を調整して、令和6年6月か、または9月に議会での契約延長について議決をいたしたいと思う。これについては、下の米印にあるとおり、地方自治法において条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資を目的とし、支払手段として使用し、適正な対価なくしてこれを譲渡、貸し付ける場合、議決が必要であり、契約期間を延長するためには再議決が必要となる。令和7年4月には、議決でお認めいただいたら、延長契約ということになる。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大くま委員 今、一番最後に注釈のところの説明があった。適正な対価なくしてこれを貸し付ける場合ということだが、特別な配慮があつての契約が行われているということだと思う。どういった配慮が行われているのかと、その配慮はこの1年半の延長においてはどういう扱いになるのか、また併せてその1年半という延長の先にはどういうことが想定されているのかということをお聞きしたい。

私市スポーツ振興課長 今回、この南豊ヶ丘フィールドを貸し付けるに当たって、市民の学校跡地を市民の健康とスポーツの場の提供というところと地域防災機能

の強化とまちの活性化というところを理由に東京グリーンスポーツリンクに貸付けを行っている。東京グリーンスポーツリンクは公益を目的としたスポーツ事業を行っていただいたりとか、市民に木曜日9時から16時まで地域貢献デーというところで市民に無料開放していただいている。

そういったところも踏まえて、東京グリーンスポーツリンクに貸付けを行っているところである。その自治法の規定を申すと、土地の固定資産税相当額で言うと2,000万円前後が貸付けのものになるが、今回のこの契約の中では年間600万円の貸付金額となっていて、そこが通常よりも安く貸し付けるというところがあるので、今回の議決が必要ということになる。

1年半のときも同じような条件で貸し付けることを想定していて、1年半のその先の話については、一旦この契約は1年半で終了を予定していて、そのまま継続するということは今のところは考えていない。また、どのようにこの跡地の活用があるというところは、再度検討した上で進めていきたいと考えている。

大くま委員 市民の利用なんかにも供するという事とか、その相手先の成り立ちなんかも考慮しながら、600万円を貸し付けるという形になっていて、延長する分については、同様の条件だということはわかった。その先、活用の方法でどういったことにしていくのかということの中で、また検討されていくものとは理解した。

私市スポーツ振興課長 おっしゃるとおりである。

岩崎委員 関連しているが、今のこの金額が大分違っているということもあるという事は、先方はもう承知したということでのいいのか。

私市スポーツ振興課長 先方も承知している。

岩崎委員 それで今使っているところは校庭と言われるところだけでなく、校舎というところも多少使っているのかと思うが、その部分はどのような契約になっているのかお聞きする。

私市スポーツ振興課長 校舎については使用貸借と申して無料で貸し付けている。これは、こちらを有料で貸し出すと、学校を建設したときの補助金の返還が生じてしまうことや、ただ、校舎に関する維持管理費は東京グリーンスポーツリンクが費用負担していただいたり、市では負担を出さずに維持管理をしてい

ただいているところがある。あと、3、4階については、市が無料で防災倉庫として使っている。

岩崎委員 両者でそういう状況だと思うが、大分古い建物になっていると思うが、その建物としての耐震、耐久というところではこの1年半と関係性があるのかお聞きする。

私市スポーツ振興課長 現在、校舎は老朽化は進んでいて、耐震については築30年のときに耐震の工事は行われていて、耐震については大きな問題はないのかと考えている。

岩崎委員 つまり校舎は何とか使える状況が1年半、このままお金をかけずとも大丈夫と、わかった。一応これからこれだけの金額の差があるということもあって、同じところに頼む、頼まないは別として、ある程度適正な価格にせざるを得ないということが今庁内で決まっているところなのかをお聞きする。

私市スポーツ振興課長 まだ今後の活用については決まっていないので、どういうふうにするかというのは決まってないところである。

あらたに委員 過去に南永山がいよいよ全面的に使えなくなるという理由が水回りの問題だと思う。今回1年半延ばすということは令和8年、そこまで延ばすわけだが、その間もしも同じような現象が起こった場合に、途中でも契約を打ち切れるのか。あくまでも市側の負担で水回りについては直さなければいけないのか。そこら辺はどういう契約になっているのか確認させてほしい。

私市スポーツ振興課長 今後、利用については調整になるが、市が負担しなければならないというような規定はない。今後の調整である。

古谷くらしと文化部長 今のご質問だが、今の現契約では市が負担するというにはなっておらず、施設の維持管理に関する費用に関しては東京グリーンスポーツリンクのほうが負担するということになっている。ただ、そういう非常に金額にかかるような問題ということになると、それは別途、協議というような形になるかと認識している。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。
それでは、7番、多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する

条例の一部を改正する条例の制定について、市側の説明を求める。

鈴木子ども青少年部長 本件については内閣府令の施行により、今後、条例の改正が必要になるものを事前に予告させていただくものである。詳細については、廣瀬子育て支援課長から説明させる。

廣瀬子育て支援課長 本件については、令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略を踏まえた、保育所等の職員配置の基準の改善に係るものである。先日3月13日に内閣府令が公布されて、4月1日に施行される予定となっている。この国の基準の改正に伴って、市の家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正を予定しているものである。

条例改正については、最大1年の経過措置が設けられるというところになっていて、令和6年6月の議会に上程をさせていただきたいと考えているところである。

主な改正の内容としては、2番のポチのところ、人員配置基準が3歳、4歳、5歳それぞれ改正されるというところになっている。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岩崎委員 今、3歳、4歳、5歳とおっしゃったが、5歳がどうかをお聞きする。

廣瀬子育て支援課長 3歳については現在20対1のものが15対1、5歳については、4歳と同様に、30対1となっているものが25対1に改正をされるものである。

大くま委員 新しい基準に対して1年間の経過措置が設けられるが、新基準に対して今の対応状況というか、市のほうで把握している状況があればお聞きしたい。

廣瀬子育て支援課長 現在市内の保育所等については、既にある3歳児の配置加算とかチーム保育推進加算など、各園さんで活用していただいて、既に新しい基準が満たしている状況となっている。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次に、8番、令和6年4月認可保育所新規入所申込等の状況について(暫定値)について、市側の説明を求める。

廣瀬子育て支援課長 暫定値であって、現在、今日まで第4次の利用調整の受付をしているところである。このペーパーにあるのは二次募集後の時点のものであるので、現時点からまだ変更もあり得るが、その数値でご覧いただけたらと思う。上の表の中、括弧内は1年前の同じ時期のものである。合計で見ていただくと、今年度、令和6年の4月入所の新規申込者数が526人、それに対して入所の決定をした方が422人、保留となっている方が104人、2番目の下の表をご覧いただくと、施設のほうの空き定員が138人となっていて、全市的に見ると138人の空きに対して保留の方が104人ということで、全市的には需給のバランスが整っているというところではある。

ただ、地域によってはご存じのとおり、聖蹟桜ヶ丘駅エリアでは需要が高まっている状況になっている。また、少し細かく見ていただくと、年齢別に1歳児、2歳児のところは保留者47人、また、2歳児26人ということで、ほかの年齢に比べると保留の方の人数が多くなっているというような状況がある。この方々、現在も4次の利用調整をしているところだが、認証保育所、また企業主導型保育所、それから幼稚園といったところで、まだ利用調整をして、ほかの園の希望に皆さん、切り替えて準備をしていただいているようなところである。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次に9番、「多摩市こども・誰でも通園事業」の実施予定等について、市側の説明を求める。

廣瀬子育て支援課長 経緯については承知いただいているところかと思う。2番の具体的な対象者だが、この制度上は6か月から3歳未満が対象となっていて、また利用時間上限が1日8時間、月160時間を上限として、各施設で定めた時間となっている。ここで実施を予定している施設だが、3番に示させていただいている和田地域の緑ヶ丘幼稚園、それから乞田、貝取地域の富士ヶ丘幼稚園、それから多摩センターのあおぞら保育園、諏訪・永山地域のあすのき保育園というところで試行実施をしていくところである。

受入年齢についてはそれぞれ1歳6か月、2歳から、6か月からというこ

とで違ってきている。利用料については現在調整中となっている。利用方法については、市のほうに申請をいただいて資格者証、認定証のようなものを発行して、それぞれ4園と個別に利用契約をしていただくように考えている。今後4月1日にたま広報でお知らせをして、また、ホームページ等でもお知らせをしていき、申請を受けて5月のゴールデンウィーク明け頃から順次各園での受入れをスタートしていきたいと考えているところである。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大くま委員 この制度については空き定員を活用してまずやってみようとお聞きしたが、そう考えると、空き定員が埋まってくる年度末に向けては受け入れられる人数が減っていくということは一つ想定できるかと考えているので、その点について市が今どう考えているのかということと、あまり継続的な利用ということは想定されていないのかと思うが、そういった方がいらした場合には、例えば一時保育のほうにお勧めするであるとか、そういった対応を検討されているのかということをお聞きしたい。

廣瀬子育て支援課長 空き定員を活用したというところでは、特に保育園のほうではそのような予定をしている。今回実施していただく2園については、市内で複数の園を運営されている法人であるので、ここの保育園のほうで定員が埋まった後には、法人内の別の保育園での受入れを空けていただくようなことも検討をしているところである。

定員等について、一時保育、継続的に利用していきたいという方には、一時保育もそうであるし、また、定員が埋まったところでも、場合によっては一時保育とか、利用できるほかの制度もご案内をしていきたいと考えている。

鈴木子ども青少年部長 もう少し補足させていただければ、保育園については今課長からご説明をさせていただいたとおりで、今お手元にある2園は、ご案内のとおり法人が市内に複数の園を運営している、そういうところで、園長会と合意形成をしているので、ある意味、複数園ある園を試行先としたということで、受け止めていただければと思う。

一方で、幼稚園さんの分については、パートタイム的なもちろん利用は受け入れるが、幼稚園と保育園のほうではニーズが少し違うかなと思っています。

る。1週間だけやってみてとお試しの方もいるとは思いますが、この学齢で、月齢でご利用いただく方というのはある意味プレで、そこから継続的にというニーズがあるのではないか。その辺は園長会でも話し合っているので、試行の中で見極めをさせていただきたいと考えている。

大くま委員 とりわけ低年齢のお子さんに関しては、慣らし保育などの課題があるかというのは、以前からこの制度を感じていて、そういったことについては、園長会の皆さんからのご意見や市としてもどう受け止めているのかをお聞きしたいのと、あと空き定員ということでいうとわかりやすい例えばゼロ歳児などを挙げると、1人につき3人というような基準があって、例えば奥さんが2人いて5人しか入ってないところに1人受け入れられるということだと想定できるのかと思うが、そうなったときに空いている定員については、今、お金が入らないというような課題があって、そこを埋められるからよいということはあるながらも人は切り分けて配置するというわけにはいかないで、そういった点について園長会さんや市としてもどう考えているのかというのを確認しておきたい。

廣瀬子育て支援課長 慣らし保育というところは当然、お子さんにとっても負担にならないようにというところで、大事なところと各園とも認識をしているところである。なので当然、事前の面談というところもそうであるし、お子さんが十分その場に慣れて利用していただけるようにという工夫はしていきたいと考えている。それから空き定員、空き人材の余剰を活用してというところであるが、その辺りは園のほうにも人員配置、工夫をしていただいて、負担のないように進めていっていただいているところである。

中島委員 利用するお子さんなのだが、過ごされるお部屋については別に設けて、先生と1人しかいなかったら一対一で1日過ごされるのか、それとも慣れてきたら在園児の子たちと一緒にというか、そのような1日の過ごされ方というのはどのようになっているかお聞きする。

廣瀬子育て支援課長 その辺りも今各園のほうで検討していただいているところだが、子ども・誰でも通園制度のためのお部屋を設けると考えている園さんもあるし、また、既存の子どもたちと一緒に過ごしていただくということを考えている園もある。この目的の一つに、お子さんがいろいろな方と触れ合った

り、経験をしたりというところも目的の一つなので、お子さんが慣れてきたらぜひいろいろなほかのお子さんとの触れ合いというのも、経験になるかというふうで、この事業の目的ということで考えているところである。

岩崎委員 先ほど慣らしという面だが、園はスペースに対して何人の保育士さんと決まっているかなと思うが、お子さんがふえてきたら法人が幾つも経営しているという意味で、こちらに行ってほしいとお子さんが動いてしまうと、その園と違う場所に行くことになっていくのかと思うが、その辺の調整というのはどの程度できるのかということ、最初に入ったほうは今の対象のこども・誰でも通園制度のほうが先に入っていたとしても、きちんと入る人が後から入るとその人が動いてしまうのか、後続がどうなるのかというところのやり取りというのは、ある程度決まっているのかお聞きする。

廣瀬子育て支援課長 その辺りも試行実施の中でしっかりシミュレーションしていくところだが、余剰活用型というところで、本来、保育要件のある方がその園に入所が決まった場合には、利用枠は少なくなると考えているところである。ただ、どちらの園についても一時保育、定期保育を利用している園なので、違う余剰を活用できるということも想定しているところである。

岩崎委員 お子さんは場所だけではなくて、同じ先生とかそういうことで安心するということになると思うので、そこに一時的にでも一緒に行ってあげるなど、いろいろ工夫されてお願いしたいと思う。よろしく願います。

鈴木子ども青少年部長 少し補足させていただければ、今の質疑のとおりではあるが、保育園のほうのこども・誰でも通園制度の理由については、大くま委員からもご指摘いただいたとおり、基本的には、パートタイムでの利用がかなりメインになると見込んではある。その中で、複数運営している法人を選んでいるので、基本的には認可保育所で行うので、保育要件があって措置されるお子さんが入って定員が埋まれば、その園でのこども・誰でも通園制度については終了ということになる。

ただ、複数園を同一法人で運営しているので変わっていただくと。あと慣らし保育のところのご説明で、議場でもお答えをしているが、今般、多摩市のこの制度では、こども・誰でも通園制度という形を出すのが、併用して、東京都の多様な他者との関わりの機会の創出事業、こちらを運用するの

は月10時間という利用枠では、両委員からご指摘いただいた慣らしの時点で終わってしまうと。なので、慣らし終えた後で継続的にも利用いただけるようにということで、多様な他者との関わりの機会の創出事業を使わせていただくので、そこもご理解いただければと思う。

あと最後に冒頭課長からの説明で、今回資料に実施園を入れさせていただいているが、こちら4月1日の広報で市内オープンにするので、それまでは、本委員会止まりでお願いできればと思う。その前に市民から問い合わせがいてもまだ準備ができていないので、4月1日以降ということによりしく願います。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

それでは10番、令和6年度多摩市子ども・子育て会議開催日程(予定)及び次期多摩市子ども・子育てに関する計画策定スケジュールについて、市側の説明を求める。

鈴木子ども青少年部長 本件については、令和6年度、令和5年度からニーズ調査を行わせていただいているが、次期多摩市子ども・子育てに関する計画策定、着手しているところである。新年度いよいよ内容の検討に入っていくので、その日程とか状況について、関担当課長からご説明をさせていただく。

関子育て・若者政策担当課長 まず、協議会資料10のほうをご覧いただきたい。

こちら、まず1番なのだが、令和6年度多摩市子ども・子育て会議開催日程(予定)ということで、第1回から第5回までの開催日の記載をさせていただいている。こちら上記日程は現時点の予定ということなので、今後変更となる可能性がある。こちらについては例年は4回ということで開催をさせていただいているが、令和7年度に向けての令和6年度は計画策定ということなので、回数を1回ふやして、5回ということで開催をさせていただく。

続いて、もう1枚の資料のほうをご覧いただきたい。こちらが令和6年度、計画策定に係るスケジュールということで、この子ども・子育て会議の部分については、真ん中の部分の黄色いポツのところ。こちらが子ども・子

育て会議のスケジュールになる。それに当然連動してそれぞれ庁内の会議、また6月ないし12月のこの場の子ども教育常任委員会、こちらのほうでそれぞれ進捗状況、また出来上がったもの等々の報告を上げていくようなスケジュールとなっている。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次に、11番、令和6年度学童クラブ待機児童状況(予定)について、市側の説明を求める。

鈴木子ども青少年部長 本件については、現時点での令和6年度市内学童クラブの申請及び待機状況について、石山児童青少年課長から詳細を説明させる。

石山児童青少年課長 協議事項の11番の資料をご覧くださいと思う。縦長の表になっていて学童クラブの名前が一番左側に入っている。続いて左から順に1,921人の定員が全体定員である。それに対して第三期までの申請を終えた段階での申請数が1,958人の方が申込みをされている。昨年の同時期と比較すると40人ふえて昨年在1,918人という状態である。申請取下げ等もこの後起きているが、入所予定の児童数が1,759人という形が今の現在の集計である。主に待機で10名以上出ている施設が東寺方小学校の学童クラブ、それから多摩第一小学校の学童クラブ、また、多摩第三小学校の子どもが通う愛宕南学童クラブ、それから連光寺小学校の学童クラブ、貝取小の学童クラブで、大松台小と南鶴牧小学校というところが大きく出ているかと分析している。

こういった待機児に対して、逆に定員の空きが大きく20名以上出ている施設が永山学童クラブ、瓜生小学校の子どもが通う永山第二学童クラブ、諏訪南学童クラブ、落合第二学童クラブという形で、待機児の全体が178人に対して、空きも162人という形での空き状況となっている。

待機になったお子さんに対しては、近くの児童館でのランドセルを背負ったまま通えるという形のランドセル来館というのをご案内させていただいて、待機児対策として当たっている状況である。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岩崎委員 これは待機は小学校1、2年生でもなっている状況があるのか。

石山児童青少年課長 申請いただいたときの保護者の方、子どもの監護にどのくらい当たれるのかというところで点数が、配点がされている。中には、保護者の方の就労状況によっては、1年生ではかなり入れているのであれなのだが、2年生から入れてない学童クラブというのはある状態である。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次に12番、令和6年多摩市二十歳の祝賀祭について、市側の説明を求める。

石山児童青少年課長 協議会資料12についても、私のほうからご説明をさせていただく。本年の1月8日、祝日だったが、この日に二十歳になられた方を対象にした二十歳の祝賀祭を実施させていただいた。時間は、昨年度は一部、二部制ということで午前午後コロナ対策ということで分けていたが、本年から1回のみという形で14時からスタートして、16時に終了という形の約2時間開催した。

テーマは『開花\せ～ので行ってきます／』というテーマになって、こちらは17人の実行委員、ちょうど二十歳の方たちに選んでいただき、こういうテーマ設定でやっていただいた。当日は市長からの式辞、それから市議会の議長様から祝辞をいただいたということになる。参加者だが対象の年齢の方が1,545人、市内にいらっしゃって、ご案内を全てお送りしたところ、当日は942の方がいらっしゃった。参加率としては、60%の参加率ということになる。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

中島委員 二十歳の祝賀祭なのだが、ほかの県などではライブ中継をやったりしているところがあって、ご家族の方や出席できない方など、見たいなという方がたくさんいると思うが、多摩市ではそういった検討はされなかったのかお伺いする。

石山児童青少年課長 申しわけない、ちょっと遅れてはいるが、ユーチューブでの動画配信を予定していて、今現在、鋭意編集中である。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

では、13番、令和6年度八ヶ岳少年自然の家移動教室等の受け入れ予定について、市側の説明を求める。

小野澤教育部長 八ヶ岳少年自然の家の件であるが、令和6年度に他の自治体の移動教室等の受入れをしていく予定で考えている。詳細については、社会教育・文化財担当課長よりご説明をさせていただく。

齊藤社会教育・文化財担当課長 それでは、資料に基づいて報告をさせていただく。令和6年度八ヶ岳少年自然の家移動教室の受け入れについてということで、これまで昭和55年の開所以来、多摩市の小・中学校の移動教室等を受け入れてきたという経緯がある。現在は平成30年からの10年間ということで指定管理者のほうに運営を任せているという状況がある。この平成30年から10年間の指定管理を始めるに際して、その時点で学校の長期休業期間、夏休み、春休み、冬休み以外の平日の利用率が極めて低いというところをご指摘があって、この利用率を上げていくということが一つ課題としてあった。

こうした課題を改善するために、令和6年度から八王子市の小・中学校30校の移動教室の受入れをさせていただくということで、今回報告をさせていただくものである。令和6年度についてはもちろん多摩市の5年生の移動教室（スキー教室含む）、あと6年生の修学旅行（林業体験）、また中学校1年生のスキー教室は優先的にももちろん日程をとって、全校実施と。空いたところで八王子市の学校の受入れという形である。

令和6年度、八王子市の小・中学校の30校を受け入れると、令和4年度実績で申し上げると、これまでの稼働率46.87%が受け入れることで77.31%、約80%ぐらいまで稼働率を上げられるという状況である。

1点補足なのだが、これまでも八王子市の小学校1校と帝京小学校さん、あとまた東大和の中学校さん、それぞれ1校ずつ今年度も受入れをしていたという実績がある。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岩崎委員　　今回こういうふうに関拓というか新しい利用者さんができたというのは、
　　どういう周知をして、それにつながっているという流れがあるのか。

齊藤社会教育・文化財担当課長　今申し上げた、これまでの八王子市、東大和市の小学校、
　　中学校1校のご利用があった。そこで八王子市が隣接しているので、八王子
　　市でご利用いただいた小学校の校長先生にご連絡をとって、八王子市の状
　　況を確認して、そこからつないでいただいているということで、校長会、教育委
　　員会ということでお話をさせていただいて、状況を把握した上でこういう
　　形になっているということである。

岩崎委員　　行政が使ってくださいということで向こうも予算をつくって、そこから
　　動いていくということがあるが、ある意味こういう隙間、多摩市が使ってい
　　ないところを使っていただくというところでは、そういうご理解というの
　　はできている、できていきやすいものなのかお聞きする。

齊藤社会教育・文化財担当課長　あくまでも多摩市の施設であるので多摩市の小・中学校
　　が最優先。今回の令和6年度の利用予定についても、まずこれまでもそんな
　　のだが、多摩市の校長会を通じて、多摩市の小・中学校の日程を先んじて確
　　保させていただく。確保させていただいて空いているところの日程を八王
　　子市の教育委員会にお渡しし、八王子市の中でご利用いただく格好に調整
　　いただくと。お答えをもらって、この1年間の日程を組むという形でやらせ
　　ていただく。

岩崎委員　　そういう形でうまく調整できてよかったなと思う。ただ、あちらにもお
　　子さんがいて、お子さんが利用するという事なので、同じ市内にいる子ど
　　もたちとは別にするという考え、一緒に子どもたちに資するような形で使
　　っていただけるという観点でお互いウィン・ウィンになるように調整もこ
　　れからもよろしくお願ひしたい。

あらたに委員　　今回の受入れ枠拡大によって指定管理料の増、何かそういったことはあ
　　るか。

齊藤社会教育・文化財担当課長　指定管理料で平成30年から20年間ということで、基
　　本協定を結んでということをやっているが、指定管理料については今回の
　　この利用で変更になるというところはない。ただ、もともとの指定管理料が
　　この29年まではざっと1億1,000万円ぐらいだったかと思うが、現在

は7,000万円を切る金額で6,000万円台で毎年毎年指定管理を運営していただいているところがある。かなり経費を圧縮した形で効率的、効果的な運用していただいている中では、非常に多分経営上はつらいのかなと。今回の八王子市を受け入れることによって、人数の多い少ないによって変わってくるが、収入と実際に人件費とか光熱費とかそういうものを全て引いた差が、30校まるっとしたところで申し上げると、大体100万円ぐらいは手元に残るかなと。そうしたところで経費としてご利用いただいてその経費も要はそれぞれ施設の改修であったり、そうしたものに使っただけるところがあるので、そうしたところで多摩市のほうにも還元されるかと考えている。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。
この際暫時休憩する。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

本間委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

それでは、14番、食品加工会社による食肉の産地偽装について(経過報告)、市側の説明を求める。

小野澤教育部長 それでは、食品加工会社による食肉の産地偽装についてご報告をさせていただきます。前回12月にもご報告をさせていただいたが、その後の経過報告ということで、ご報告をさせていただくものである。学校給食センター長よりご報告させていただきます。

佐藤学校給食センター長 それでは、タブレットの資料協議会14になる。こちらのほうをご覧ください。食品加工会社の産地偽装について経過報告をさせていただきます。

まず、1の概要のところである。ご覧ください。おさらいをすると、昨年10月31日に、川崎市教育委員会からの発表で食品加工会社が豚肉の産地を偽装して、学校給食に納品していたことが公表された。多摩市の学校

給食センターでも同じ業者が直接契約で納品しており、相模原市にある食肉の加工会社、株式会社寿食品だった。正確には親会社である株式会社寿食品の下で、同社食肉加工本部と契約を結んでいた。

センターでは、この業者から直接仕入れており、昨年10月の納品では、10月20日までに豚肉と鶏肉とベーコンを使用していた。問題の業者から、翌週の月曜日以降の納品ができないと通告があり、急遽、別業者に発注変更して事なきを得た。ここまでが前回お話しした内容である。

それ以降は黄色の網かけがされているが、その後、昨年10月に一番多く納品し、使用した鶏肉と豚肉を保存していたので、そこから検体を抽出し、検査機関で産地判別の検査をしたところ、鶏肉はブラジル産、豚肉はスペイン産の可能性が高いとの結果報告を受けた。併せて衛生管理面で問題がなかったか、大腸菌やブドウ球菌などの細菌、生菌数等についての食品検査も別の検査機関に依頼し、検査をしたところ、生肉として何ら問題がないという結果であったことを確認した。

さらに、これまで健康被害の訴えもなく、国が示した学校給食衛生管理基準に基づき、適切な加熱調理をしていることから、安全な食材を使用して調理した献立であったと判断をした。

今後の再発防止に向けて、産地偽装の食肉については、事件が発覚した翌月以降から食肉の納品業者に産地証明書を提出させ、見積書や契約書、納品書と突合し、確認を徹底し、納品当日に栄養士による検査を実施している。

また、来年度から、令和6年度、7年度の学校給食物資納入業者の指定登録更新時期となるので、学校給食物資取扱要項第19版を定め、本日資料として出している。この取扱要項と規格表に従った内容で、納品時には継続して産地証明書を提出するよう周知徹底を図り、再発防止に努めていく。

次に、2の経過について時系列で事実経過を表にまとめた。おさらいをすると、昨年の10月26日に神奈川県的生活衛生課から、神奈川県警が産地偽装の疑い、不正競争防止法違反の疑いで、株式会社寿食品を捜査しているので、食材を保管して、捜査協力するよう連絡が入った。その後、同月31日に川崎市の報道が先行したため、既に納品され使用された食材が川崎市と同様に、産地偽装されたものか確認できない中ではあったが、昨年11月2日

の木曜日に全小・中学校と帝京大小学校に、校長宛てと保護者宛てで、産地偽装の疑いで捜査を受けている株式会社寿食品から納品があり、給食に使用したことと、今後の対応等についておわびも添え、文書を出し、併せて公式ホームページに掲載をした。

この件について、ほかの自治体とも連絡を取り合い、状況を確認したところ、この寿食品と直接契約をしていた自治体は隣の稲城市と府中市を入れた3市で、ほかの自治体でも、別の業者を通して納品していたことがわかった。翌11月8日には神奈川県警から、現在、株式会社寿食品に対して捜査中ではあるが、保存検体の取扱いについては国産であるか、外国産であるか、産地の判別検査は各自治体判断でやるよう依頼があった。

同月13日には、先方から10月分の支払請求が届いていたので、支払うべきかの可否と偽装された事実を確認した場合に、損害賠償の請求の可否など、今後の対応について法律相談をさせていただき、支払いについては、先方が国産であると立証しない限り支払うことは見合わせるということを経営で決定して、賠償請求については今後どこまで対応するか、検討することとした。

同月15日に、株式会社寿食品から、これまで受注していた同社食肉加工本部が廃業となったと通告があり、同月22日に、親会社である株式会社寿食品から社内で調査をしたところ、廃業となった同社食肉加工本部が偽装していた事実を認めた返信があった。

翌12月1日に、神奈川県警に今後の対応について連絡をし、産地判別検査をやることとし、併せて衛生管理面で問題がなかったか、食品検査もやり、その後、県警が各調理所を来所し、具体的な被害状況等について捜査することで事情聴取を受けた。

その後、年末に産地判別検査や食品検査の結果が届いたが、さきに説明したとおり、産地判別検査では、外国産の輸入肉であった可能性が高いということと、また、食品検査については、健康上何ら問題がない結果であったことを確認した。さらにこれまで健康被害の訴えもなく、安全な食材を使用して調理した献立であったと判断したことを、年を越して1月11日には、その旨を全小・中学校宛てと保護者宛ての文書として発出し、ホームページに

掲載し、公表した。

次に、3、再発防止に向けた今後の対応についてご覧いただきたい。学校給食の提供について、昨年11月から引き続き別の業者に発注し、献立内容に支障がないよう滞りなく肉・肉加工品を受け、安全・安心な学校給食の提供に努めていく。

食材の安全確保について、産地偽装の食肉については、全ての納品業者に産地証明書を提出させ、見積書や契約書、納品書と突合し、確認を徹底し、納品当日に栄養士による検査を実施していく。また、来年度から2か年、学校給食物資納入業者の指定登録期間になるので、登録更新時期である先月20日に登録業者向け説明会を開催した。新しい取扱要項と規格表に従った内容で、納品時には、継続して産地証明書を提出させるよう、改めてセンター長の私から周知徹底の要請を行った。

食の安全性を確認するために必要な食品検査については、これまでも適宜検査を実施しているが、今後も抜き打ちで検査し、検査結果を公表していく。

神奈川県警の捜査協力についてであるが、1月17日に来所された県警に産地判別検査の結果と一連の契約書類等必要な書類を提出し、事件として捜査を改めてお願いした。なお、府中市も稲城市も同様に対応を行っていると同っている。

次に、賠償請求についてであるが、今回の事件に対しては、契約不履行を理由に、民法上、賠償請求をすることは可能であり、損害賠償を請求することを検討している。資料では、昨年10月分の納入分と11月の発注変更を余儀なくされた分を賠償額として請求しようかと考えているが、先日、事件を起こした業者から引き継いだ親会社が、今回の事件等により多額の負債を抱え、代理人の弁護士を立てて債務整理を一任したとの情報が入ったので、今後、他市とも歩調を合わせながら、法務担当と相談をして、相手方に対して対処していきたいと考えている。

さらに、令和6年度更新時に納品業者と結ぶ契約書については本日資料でつけたが、抑止的な意味も込めて、納入業者による契約不適合責任や損害賠償請求に関する情報を追記し、令和6年度4月以降の契約から適用を開始することとする。

最後に、輸入肉であっても検疫を受け、一般に流通する精肉として、安全衛生上問題がないかもしれないが、子どもたちが国産のお肉だと疑わずに給食を食べたことを考えれば、これまで積み上げてきた学校給食に対する信頼を裏切ることになり、大変遺憾である。今後はこのような不正行為が行われないよう、納入業者に対してしっかり注意喚起し、納品時まで産地証明書の提出を要請するなど、周知徹底を図り、今後も気を引き締めて、安全で安心な学校給食の提供に努めていく。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、終わる。

次に、15番、多摩市教育委員会 これまで・これからの不登校対策の内容について、市側の説明を求める。

小野澤教育部長 不登校対策についてのご説明というところである。これまでも、幾つか不登校対策については、教育委員会として取り組んできたが、来年度から新たに追加として取り組むものも出てくるので、その全体像についてご説明ということでご報告をさせていただく。説明については、教育指導課長より説明をさせていただく。

山本教育部参事 私のほうからご説明をさせていただく。協議会資料の15をご覧ください。こちらの資料だが、縦軸に事業名のほうを載せている。横軸がその事業の概要として目的や対象、場所等について記載をしているものである。また、一番下の表組みになるが、実施期間等について入れさせていただいた。表内では、矢印として実施期間を示しているものである。

これまでの不登校対策としては、適応教室ゆうかり教室、それからバーチャル・ラーニング・プラットフォーム、また、継続検討してきた学びの多様な化学校の開設に向けて取り組んできた。令和6年度からは、東京都の事業について指定を受けて、新たに3事業を不登校対策として展開をしていく。その3事業については、表組みの中の太枠で囲んでいる3事業になる。今回はこの3事業について主に説明をさせていただく。

まず、別室指導教員配置事業についてである。こちら側はチャレンジスクール、あたごSpaceになる。目的としては、不登校生徒が安心して学校

生活を送ることができるような生活時程を実現し、実態に応じた支援を行うということにしている。都内10校が指定を受けていて、そのうちの一つが多摩市立東愛宕中学校になる。現在教員配置としては、令和6年度4名を今予定をしているところである。また、年が明けて令和6年になってから、この入級に向けてそれぞれ申込み、それから審査を行ってきた。令和6年4月1日から入級する子どもたちは、第1学年から第3学年で合計で13名の生徒が入級をすることが現在決まっているところである。

続いて、不登校対応巡回教員加配事業についてである。こちらの事業目的については、拠点校、巡回校をこの加配教員が巡回をし、生徒の実態に応じた学校全体の支援等を助言するなどして、各学校の不登校対応力の底上げを図ることを目的としている。巡回教員は、市立中学校で1年以上経験を有する主任教諭ということ。また、東京都のほうからは市内の中学校のうち、巡回拠点校を1校、そして巡回校4校、計5校を指定をして、この巡回教員の巡回による不登校支援の充実を図っていくとしている。

都内で、この加配教員については、33名加配をされることになっているが、多摩市においては2名の加配が認められた。なので、こちらの表の場所のところにあるように、加配教員の設置校、つまり拠点校については、市内の諏訪中学校、それから、2校目として聖ヶ丘中学校を予定をしている。諏訪中学校に加配をした巡回教員は、巡回校として多摩永山中学校、落合中学校、青陵中学校の3校を巡回をすることになる。また、聖ヶ丘中学校に加配をした巡回教員については、多摩中学校と和田中学校の2校を巡回することとなる。市内には中学校が9校あるが、残り、鶴牧中学校と東愛宕中学校については、既に不登校に関する加配教員の配置があるので、こちら側は巡回の対象外となっているところである。

続いて、校内別室指導支援員配置事業についてである。現在、各学校では、なかなか学校生活になじめない子どもたちについて校内に別室を設けながら、そこで子どもたちに支援や、また、相談に乗ったりというような対応を図っているところである。教室以外での居場所において、不登校児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援を行うということでこの支援員配置事業を進めるものである。

本市においては、小学校3校、中学校2校が指定を受けて、それぞれ別室指導を令和6年4月1日から開始をすることとしている。この支援については、教員免許の有無にかかわらず学校で任用することができる。本市においては、ピアティーチャーの予算の中にこの支援員の予算を入れながら、今後、各学校で任用し、そして支援員として、不登校の児童・生徒の支援の充実を図っていくものである。

以上が、新規に導入をする事業となる。また、今年度、既に実施している不登校対策事業について、少し現状として説明をさせていただく。バーチャル・ラーニング・プラットフォームについては、今年度から10月より運用を開始したところである。現在、こちらのバーチャル・ラーニング・プラットフォーム、対象としているのは、こちらの表組みの中では、アスタリスクで不登校の状況レベルが7から10とある。こちらの不登校のレベルというのは、レベル1が一時的な欠席で、その後登校しているような子どもたち、そして、レベル6については、適応教室ゆうかりに通室している子どもたち、レベル7から10については、学校や関係機関との恒常的なつながりがなかなかできていない子どもたち、こういったレベルに分けながら、各学校において、不登校の子どもたちの状況について報告をしていただいているところである。

特に、レベル7から10の様々な機関になかなかつながりが持てていない子どもたちに対して、学びにアクセスをできるようにしたり、居場所を確保していく、そういうことを考えながらこのバーチャル・ラーニング・プラットフォームを運用を進めてきた。現在、こちらのバーチャル・ラーニング・プラットフォームに関しては、それぞれ小学生、中学生が利用しているところではあるが、まだまだこちらの利用率としては高まっていないところがある。来年度に向けては、先ほど申し上げたレベル7からと今しているが、このレベルを引き下げて、そして、子どもたちの利用率、こちらのほうも高めていきたいと考えているところである。

最後に学びの多様化学校の開設に向けてということである。こちらについては、検討を継続をしているところである。現在、最短で令和9年度の開設を目指しながら市長部局等々も連携をし、それぞれ協議を進めていると

ころである。予算の関係のところについては、改修費というところで令和4年積算とある。市内学校の改修をした場合ということで、こちらについては、このぐらいの予算が見込めるだろうということで積算を上げさせていただいている。こちらのほうも引き続き来年度、それ以降についても市長部局、また、東京都や文部科学省とも連携をしながら開設に向けて取り組んでいきたいと考えている。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岩崎委員 ご説明ありがとうございます。今回新規の3つのことのうちの不登校対応巡回教員加配というところだが、先生がお二人来てくださるということで、主任教諭とお話あったが、つまり不登校は本当様々な理由があるということで、専門の方が何かをすると、そこが改善されるということが難しい部分があるのかと思うが、いわゆるその主任の教員の方が教鞭を執る時間を割いて、こういうことに専念してくださるという考え方なのだろうか。

山本教育部参事 今、ご質問があったこの不登校対応巡回教員だが、基本として授業を受け持つことはない。この不登校の巡回ということに注力をするため、授業は持たずそれぞれ巡回校を訪問しながら不登校の学校から報告のある状況等を捉えながら、その子どもたちに対する支援について助言をしていくということを主としている。

岩崎委員 つまり誰が誰にというと、要はその主任の先生が保護者に助言をされるのか、あるいは子どもたちに何らかの方法で助言ができたということなのか、それとも、先生同士の関係性の助言なのかをお聞きする。

山本教育部参事 この不登校対応巡回教員の助言のあり方ということなのだが、今、ご質問者からあった子どもとそれから教員に対してと、この2つ、いずれも行っていくことになる。子どもについては、具体的には先ほど申し上げた校内別室での支援を各学校で行っている。その別室に行って子どもたちと直接話をしながら、その中で相談に乗ったり、また、子どもたちの悩みに対して一緒になって、どのように解消できるのかということを考えたりということを進めていく。

一方で、各学校には不登校の子どもたちがいるので、学校全体として、組織的に不登校支援にはどのように取り組んでいったらいいのかということ

についても、助言をしていくことにしている。

岩崎委員 これからなのかと思う。一応そういう中でも課題は多分出てきたり、大変な難しいことも浮かび上がってきたりするかと思うので、そういうときは教育委員会も、一緒になってあるいはいろいろな方と考えながら進めていただくということがありがたいなと思う。よろしく願います。

山本教育部参事 ご意見ありがとうございます。こちらの不登校対応巡回教員については、まさに新規の事業になるので、我々もまだまだ手探りのところはある。ただ、この加配教員に全て任せるということではなくて、市教育委員会としても、この加配教員も含めた連絡会を定期的に設けながら、一緒になって、各学校の不登校に対する助言や支援というものを行っていきたいと考えているところである。もちろん課題等も出てくる場所だとは捉えているが、こういった事業を展開しながら、各学校の不登校対応、また、支援を充実していきたいと考えている。

岩崎委員 願います。前に山本教育部参事がおっしゃったように、学ぶことが一生学んでほしいなということをおっしゃってくださったので、これで学校に行きなさいではなく、そういう子どもの目線で一緒になって考えられて、先生がお二人ふえるという考え方でよろしく願います。

あらたに委員 なかなか学校へ来れない子たち、コミュニケーション力というか、こういったものを養っていくことは非常に大事ななと思ってはいるが、私、この間公民館さんが主催でやられたデジログ運動会というのがあったが、非常にいい企画だなと私は思った。こういったものになかなか学校に来れないようなお子さんをぜひ引っ張り上げて、参加させてもらえるような仕組みとか、そういう連携がとれていくといいかなと思ったが、今後この不登校対応巡回教員さんは授業は持たないが、いろいろなイベントとつないでいたりとか、そういったところまでやっていただけるとなると非常にいいかなと思っているが、権限もあるかもしれないが、どういう感じか。

山本教育部参事 ご意見ありがとうございます。まさに今ご質問者おっしゃったように、子どもたち一人ひとりの不登校の背景だとか理由等も異なるところがある。その中で、コミュニケーション能力というものに対して、すごく苦手意識を持ってい

子どもたちも中にはいるのではないかと考えている。この不登校対応巡回教員については、そういった様々な公民館等での事業だとか、そういったものも紹介をできるようにしていければと思っている。ただ、何せ来年度から初めて始まる場所があるので、そういったところでは市教委のほうからも、そういった事業があるということはこの巡回教員にも伝えつつ、その子どもの相談に乗りながら紹介ができるような、そういった仕組みを今後、確立ができればと思っているので、今後ぜひ課題としながら、我々も取り組んでまいりたいと考えている。

小野澤教育部長 補足をさせていただくが、公民館については、同じ教育委員会の中でもあるし、常日頃から、教育の現場におけるそのいろいろな課題についても共有をしている。その中で、こうした不登校の対策とかいろいろ今非常にホットな話題というか、そうしたところも敏感に捉えながら、公民館の事業としてもどういうことができるかというのは考えてやっているの、来年度も、そうしたものを少しチャレンジできればなとも思っているところであるので、また、その内容が固まってきたらご紹介させていただければと思っている。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次に、16番、ICTと健康に関するアンケート調査の集計結果について、市側の説明を求める。

小野澤教育部長 こちらのICTと健康に関するアンケート調査の集計結果についてであるが、時々こちらの教育委員会のほうからご報告をさせていただいているところであるが、令和6年1月の実施のもの結果が出てきたので、そこについてのご報告をさせていただく。

説明については、教育協働担当課長より説明をさせていただく。

野原教育協働担当課長 それでは、ICTと健康に関するアンケート調査の集計結果について、令和6年1月の実施というところで資料をご覧いただければと思う。令和3年度から、GIGAスクール構想による教育用タブレットの端末、児童・生徒に1人1台ということで運用が始まった。毎年度2回ずつこのアン

ケートを実施をされていて、最初の集計が出たのでそちらをご覧をいただければと思う。

こちら回答率84.6%というところであるが、ページをおめぐりいただくと、カラー版の結果が出ている。最初の1番に、学校以外でのテレビとかタブレットとかスマホ利用の実態なども出ている。それからあとは学校の状況、学校でどのように使って、持っているかといったところ、あと健康の情報に関すること、そちらが詳細に載っている。今後もこうした子どもたちがどのように端末を使ってどういう意識でいるのか、また健康の状況についてどのような状況なのかといったところ、非常に大切な情報になるので、令和6年度以降もこれを継続していきながら状況を確認していきたいと考えている。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岩崎委員 今、続けてこれからもアンケートをとられるということをお聞きしたが、今までの蓄積の中で例えばタブレット、電子黒板を使った授業のこととか、あるいは実際にこのタブレットを使って目が疲れたと感じたかというのが、少し凸凹はありながらやはり疲れない方ももちろんいる、疲れないと書かれている方もいるが、疲れるのはあるのだなということがこのアンケートでもうある程度わかっていると思うが、そうなる疲れないこともあるかもしれないが、脳には多少負担があるのだということを実際に子どもたちが知っているということが、もう段階として必要なかと思うが、そういうご認識はいかがか。

野原教育協働担当課長 ご質問者からいただいた目の疲れというところ、当然やはり端末を長時間見るというところだと、目に対しては影響が出てくるというところは当然あるし、そういったところを学校を通じて正しい姿勢で見ていただくとか、そういったところは目の健康というところで周知啓発はしているので、引き続きこちら継続していきたいと考えている。

岩崎委員 ぜひ願います。アンケートの結果で一喜一憂、左右されるよりはもうこれだけの蓄積が出てきたので、ある一定の期間使ったら少し休憩するとか、休憩してまた始めるというのは、このタブレットを使えなくするということはもう社会的に無理だと思うし、小学校1年生のお子さんはこの時点

でもう6年生に多分なられている、時間が過ぎているかと思うところでは、今こういう現状は受け止めつつ、子どもたちによりよい学びの仕方をこれからは示して行って、それが普通でない、ストレスでない形で当たり前のように休んだり見たりということができるような流れに気づかせてあげるといふか、つなげてあげるような方向でお願いしたいが、その辺をお聞きする。

野原教育協働担当課長 ご質問者からあったところだが、こちらは文部科学省の啓発リーフレットなど、年度当初に学校を通じて配布などもしている。当然、保護者の方にもこちらを通知として出しているので、タブレットの端末、画面の距離を30センチ以上離して使うとか、30分に1回、20秒以上画面から目を離して遠くを見るとか、そういった目の健康に関する情報、これからも継続して、保護者にもご認識をいただけるような形で周知をしていきたいと考えている。

小野澤教育部長 補足をさせていただきたいが、この学校で使うタブレットだけではなく、お子さん方が今家でもスマートフォンを見たりとかというような機会も非常にふえてきているという状況もある。そうした中で、どうやったら子どもたちの目の健康を守っていくことができるかということについては、教育委員会としてももう少し考えていく必要があると思っていて、どういうやり方をするかというのは検討中であるが、もう少し一歩進んだ形で、子どもたちの健康に対する関心とか日頃の取り組みのあり方とか、そうしたことも新たな取り組みを通じて、進めていきたいなと考えているところである。

あらたに委員 質疑というか提案なのだが、子どもの目の健康ということで、目の専門家の人たちからの講演とか情報というのも本当に大事なかなと思った。私、実は身の回りのお子さんたちの中で、円錐角膜という病気になられた方が結構何人かいて、あまり私、聞き慣れたことはなかったが、やはり長時間タブレットとか身近なものを見続けるとなりやすい、子どもが特になりやすいということらしいが、そういったことなんかについてもあまり私なんか知識がなかったものだから、専門的な方からそういった講演とかいただいて、知識を得るといふことも大事なかなと思ったので、ぜひお願いする。

小野澤教育部長 ありがとう。何年か前にもこのタブレットを導入したときに、多摩市医

師会の先生にもご講演をいただいたりして、少し取り組みをしたことがあったが、もう少し継続的にそうした専門家の先生方のご意見、アドバイスなんかも受けながら、進めていく必要があるかと思っていて、目は一生使うものでもあるので、今、私どもとしては、例えばその健幸まちづくり推進室などとも一緒に何かできないかということも考えているところである。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

次に17番、(仮称)「第二次多摩市読書活動振興計画」の策定について、市側の説明を求める。

小野澤教育部長 多摩市の読書活動振興計画についてであるが、ここで更新をしていく予定で考えている。詳細については、図書館長よりご説明させていただく。

横倉図書館長 資料は協議会の資料の17番の資料になるので、資料に沿ってご報告をさせていただきたいと思う。よろしく願います。

平成28年5月に多摩市読書活動振興計画の策定をしたところであるが、こちらの計画期間が令和6年度で終了することに伴って、次の計画を策定するものである。

これまでの経緯である。こちらの現在の計画は、令和2年度までの5年間の計画として策定をしたものである。そういった中で、令和3年の3月に計画の期間が終了となるに当たって、次期計画について検討した。令和3年第15回教育委員会の定例会において、この計画を令和6年度まで延長する決定及び次期の計画については、図書館でもう一つの個別計画がある。そこらは多摩市子どもの読書活動推進計画であるが、そちらと一本化した計画にするということを決めたところである。

そのときの計画期間の延長の理由であるが、その時点では中央図書館開館に向けてというところでの開館準備を進めていたこと、また、地域館の大規模改修を控えている状況であるので、そのような不確定の要素が多いというところから、開館後というところでの計画の時期ということで考えたところである。

続いて計画の位置づけであるが、こちらは図で示している第六次多摩市

総合計画の中の政策C、また、関連する施策で政策のA、Bとあるが、こちらに基づいた中で読書活動の振興計画（次期計画）を、またこちらを具体的に盛り込んだ形で策定をするということで予定をしているところである。

続いて、そのまま次のページに進んでいただければと思う。次の次期の計画についてだが、現在の計画から次の計画をどのような形でしていくかということで、教育委員会のほうで方針をまとめている。こちらの図で説明させていただきたい。現在の計画は先ほど申し上げたように2つの計画がある。そちらについて、進行管理についてはそれぞれ別の推進体制で行っているところである。

こちらの2つの計画であるが、次期の計画としては矢印の下であるが、多摩市の読書活動の振興を一体的に推進するため、この2つの計画を統合して、(仮称)「第二次多摩市読書活動振興計画」として策定するということが決定をしている。現段階での方向性としては、図書館としては基本方針「市民の「知る」を支援する」、こちらの実現を目指して5つの運営方針がある。こちらのうち基本方針の「市民の「知る」を支援する」、こちらについては次の計画においても方針として継続を予定しているところである。

その下にある運営方針、①だれもが使える図書館から⑤まで柱立てがあって、こちらについては、次の計画においては計画を2つを1つにするというところもあるので、この柱立てについては、部分的な見直しを検討する必要があると考えているところである。

また、次期の計画のポイントというところで2つお示しをしている。1つが中央図書館を中心とした図書館ネットワークのもと、各課の地域の特性や利用の特徴、ニーズ等を踏まえたものとするところである。やはり中央図書館ができたというところの中で、明らかに利用の対象というのも各館変わってきたところもあるので、やはりそういったところを踏まえた中での計画の策定が必要と考えている。

また2点目だが、唐木田図書館、東寺方図書館、こちらの運営手法について今後の方針をどうするかという決定の時期を盛り込んでいきたいと考えているところである。唐木田図書館については開館の業務委託というところで運営をしている。また、東寺方図書館については、会計年度任用職員の

専門スタッフが中心として運営をしているところである。こちらを試行という段階の中から始めて現在に至っているところであるので、今後どうしていくかというところ、今回の計画の策定ではそこまで結論づけるというのは難しいかと思うが、どういった形で検討していくかというところは盛り込んでいきたいと考えているところである。

続いて、計画の策定のスケジュールである。こちらの図のほうでお示しをしているが、現在の令和5年度については3月から市民の方向けのアンケートの実施などもしているので、そういったアンケートの実施の準備・実施をしている。また、策定委員会の設置要綱、有識者会議の設置要綱と策定に向けての準備を進めているところである。

令和6年度から、実際に検討に入るような形であって、素案の決定に進めていきたいと思っていて、令和6年度、パブリックコメント等を実施して、9月頃に計画の決定を予定をしている。こちら現在の計画が令和6年度までというところなので、最終的な次の計画の決定が令和7年度にずれ込むところであるが、中央図書館の開館というところで注力をしていて、その部分、遅れての始動になっているので、令和7年度の途中にはしっかりと計画を策定するというところで考えているところである。

続いて、策定の体制ということで、会議体としては2つを予定をしている。(1)策定委員会ということで、庁内の関係課長を中心として、11名というところで策定の案のほうをまとめていく予定としている。委員の構成はこちらにお示しするとおりである。

次に(2)番の意見照会である。こちらについては有識者会議を設置して、意見をいただくということで考えて、まとめているところである。こちらの外部委員による有識者会議の設置ということで、今回、この計画に関してこのような設置は初めてであるが、やはり中央図書館も開館したという中で、各館の役割分担であったり、そのための具体的な施策を定めるというところの中では、見識のある外部の方にもご意見をいただきたいというところで、設置を考えたところである。委員構成はこちらにお示しのとおりである。

また、意見をいただくという中では、学びあい育ちあい推進審議会、また

学校の関係者、それから、第三次多摩市子どもの読書活動推進市民ボランティア連絡会、今活動しているので、そういったところにご意見をいただくと考えている。

そして市民参画というところであるが、先ほど申し上げたが、アンケートの実施を始めていて、市民の方、また健康センターなどの健診の受診者の方などもアンケートを実施をする。そして学校に関しても小学校、中学校、児童・生徒、ボランティア団体等様々にアンケートを実施をする。また、パブリックコメント、市民説明会等の実施、また、利用者懇談会というものも図書館は毎年実施をしているので、そういった中でもご意見をいただきたいということで進めているところである。このような形で計画を進めていくので、報告をさせていただいた。

本間委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

あらたに委員 質疑というか、今回はこの策定の体制の委員の構成を見てみると、なかなか若者が入ってこないのではないかと考えている。非常に何となく世代間的に上の人たちばかりそろいそうな構成になっているなど思っていて、今後のこの計画策定について、若い世代の人たちの声をどうやって反映させるのだろうということで、非常にメンバー構成を見て危惧しているところなのだが、どのようにお考えか。

横倉図書館長 そちらであるが、こういった委員会のほうが今お話しいただいたように、やはり若い世代が入らないということは考えているところである。そういった中で私どもで考えているのは、先ほどもアンケートを実施することで申し上げたが、アンケートの実施のところで意見を聞いていきたいと考えている。

アンケートを幅広く実施をするので先ほども申し上げたが、プレパパ・プレママサロン、健康センターで行っているパパママ学級だったり、それから乳幼児の保護者というところで、3～4か月健診、それから1歳6か月健診、3歳児健診というところでの若い世代のご家族の方も含めて意見をアンケートで聞きたいと考えている。また、児童・生徒という中では、小学校2年生、5年生、また中学校2年生、市内の児童施設にも保育園だったり幼稚園、学童クラブのほうにもアンケートをしていくというところで、あと、

今行っているのが15歳以上というところで中学生以上を対象にアンケートを実施をしているので、若い世代のご意見についてはそこで聞いていきたいと考えている。

あらたに委員 意見を聞いてもいいが、結局、最終的な計画への落とし込みといったところで、次世代の感覚とか感性とか、例えば広めるツールにしたって、この世代の人が考えるのと20代、30代の人が考えるのとでは全然違ってくると思う。計画策定の中にはアンケートだけではなくて策定そのものの中に若者が発言できて、意見が取り込めるような工夫をもう一つ取り入れていただきたいと思うが。

横倉図書館長 ご意見ありがとうございます。まず、有識者会議のほうが市民委員を2名以内というところで、こちらで若い世代が手を挙げていただければありがたいなと思っている。

それから、先ほど利用者懇談会をやるということで予定していると申し上げたが、ここで若い世代も含めた、今まではボードゲームなんかも一緒に組み合わせたりもしたこともあるので、工夫して若い世代が参加できるようなものも取り入れた利用者懇談会にしていければいいなご意見いただいたので考えていきたい。

また、4番のほうで、市民の皆さんと一緒にということで、中央図書館を中心にイベントだったり、展示会だったりということと一緒に実現しようということで、3月にデザイン会議というのを実施した。そちらは若い世代も含めて参加をいただいている、今後イベントで企画などで一緒に活動していこうということで話をしている。なので、そういった中での意見を聞くということもできるのではないかと考えているので、その世代は高校生のときにも参加していただいているので、今のご意見いただいたので、そういった集まりのときに今後この計画にもどういふふう活動だったり、図書館の方向性を盛り込んでいったらいいかというのはご意見聞いていきたいと思う。

大くま委員 それでは、資料の2ページの部分的な見直し、特に子どもに関する部分とあるが、どういったことを想定して、2つのということが1つになったまでということはあるが、どういったことを今考えているのか。

横倉図書館長　この運営方針の柱立てというところになるかと思うが、こちらも策定委員会の中で議論されていくところであるかなと思うが、今、事務局である私たちのほうで考えているところでは、子どもの読書活動推進に関する法律というのが、子どもの幼少時からの読書活動の推進と学校図書館等の連携、そういったところを盛り込まれているので、幅広く子どもの読書活動の支援というのは図書館ではやってきた。

それをこの運営方針に入れ込むときに、この柱立てだと②番の子どもの読書環境の整備というところに落とし込むような形にしていくのか、それともこの①番から⑤番、それぞれの部分で子どもの読書に関する具体的な取り組みを入れて盛り込んでいったほうがいいのか、まだその辺を決めかねているところがある。子どもの読書活動支援だけ特化するということではなく、一本化する計画とする中では、様々な施策に広く盛り込んだほうがいいのかと考えているところもあって、今申し上げたところは図書館の内部で決めかねているので、ご意見いただきながらまとめていくということが現在の段階である。

大くま委員　要は子どもの読書活動推進の計画という個別の計画ではなくなるので、全体の中で子どもをどう位置づけて、どういうふうな柱立てにしていくのがよいのかということを検討していくということ。要はそれで子どもの読書環境が後退することがなければいいと思うし、もちろんそういうつもりはないのだということは思う。

あと、その下に次期計画のポイントで2つ挙げられているが、まずこの改定する新しい計画は何年間を想定していて、その期間の中ではまだ開始するかどうかは、その計画の段階ではいつまでに方針を決めるという、明示するにとどめるということ。つまりあと何年ぐらいは暫定の状況になると考えられているのかお聞きしたい。

横倉図書館長　まず、次の計画については5年間の計画ということで考えているところである。今、唐木田図書館とか東寺方図書館の運営手法というところになるかと思うが、こちらも運営の手法を変えていくとすると、最低限でも3年ぐらいはやはり変えていくのに時間がかかるのではないかと考えている。そういったところを考えると、この5年間の計画期間の中で方針を決めて、い

つまでにとというのはなかなか難しいと思っているので、そういった意味で、方針の決定の時期をこの計画の中に盛り込んでいくということで、先ほどご質問者がお話しいただいたように考えている。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

18番、第三次多摩市特別支援教育推進計画策定事業の概要・スケジュールについて、市側の説明を求める。

小野澤教育部長 こちらも計画の関係であるが、多摩市特別支援教育推進計画は現在の計画が令和7年度までとなっているので、この更新について今後進めていくということの報告である。説明については、教育センター長より説明させていただく。

相良教育センター長 資料18をご覧ください。第三次多摩市特別支援教育推進計画策定事業の概要とスケジュールについてである。

第二次多摩市特別支援教育推進計画が令和3年度から7年度の期間が終了する。そのため令和6年度と7年度にかけて、第三次多摩市特別支援教育推進計画を策定する。第三次多摩市特別支援教育推進計画の期間は、令和8年度から令和12年度となっている。

概要だが、令和6年6月以降に第三次多摩市特別支援教育推進計画有識者会議を開催する。令和7年度7月までの間に計6回程度の会議を行う予定である。子どもの政策・障がい者施策の関係する部署とも十分調整を図り、保護者や子どもの声、関係者等の実態を踏まえて策定を行う。

計画の位置づけが図に書かれている。点線の真ん中のところに、第二次多摩市教育振興プランというところがある。こちらの第三次特別支援教育推進計画をこちらの振興プランの具体的な取り組みについて策定するものである。関係する計画として点線の枠の入っている第二期多摩市子ども・子育て支援事業計画や、今回策定が終わった多摩市障がい児関係の福祉計画などとも関連性を図っていきたいと思っている。その他の各部門ごとの計画とも整合性を図っていく。また、東京都の特別支援教育推進計画との整合性も図っていく。

次のページをご覧いただきたい。スケジュールの概要である。今回令和6年1月に教育委員会の定例会のほうで協議をいただいている。概略についてご説明しているところである。その後、今回令和6年3月に経営会議や今回の子ども教育常任委員会への報告、また、定例校長会などでも報告をいたしている。令和6年4月以降、さらに有識者会議の設定の要綱をつくって、それからその後、市民委員の募集や選定をしていく。令和6年6月以降から、有識者会議の開催をしていきたいと考えている。この全6回の中では、実態把握として保護者のアンケート、高校生のグループミーティング、そこから課題抽出、また、パブリックコメントなどを受けていきたいと思っている。

こちらの保護者のアンケートだが、現在考えているのは特別支援教育を受けている子の保護者の方へのアンケートの実態、それから、合理的配慮などの現状について把握していきたいと考えている。高校生グループミーティングは現在特別支援教育を受けている子どもたちはなかなかそこまで意見いただくのは難しいのかなと考えていて、少し卒業生の方たちにお声をかけながら、そういった子どもたちの声を収集していきたいと考えている。

その後、令和7年9月、教育委員会ですらに定例会などで協議や決定していただいて、令和7年12月、再度、子ども教育常任委員会などでも報告をする。最終的に令和8年4月、計画の施行と考えている。

4番目だが、計画策定に関わる委員の構成、現在12名と予定している。学識経験者や東京都立多摩桜の丘学園の校長、それから今回初めてだが、地域にある高校の校長先生、こちらについても卒業後にどのようなお子さんたちがどのようなお子さんたちとしてその地域で育てていきたいかというところのご意見をいただければと考えている。それから市民委員の方、中学校の校長先生の方や特別支援コーディネーター、また、関係機関の課長など想定している。

次の資料については、現在説明した要綱の説明になっている。有識者会議の要綱の説明の資料である。有識者会議の所掌事項、第2条についてご覧いただけたらと思う。第2条、有識者会議の所掌事項にした計画の基本方針や

方向性、成果目標についてご意見をいただきたいと考えている。また、計画に定められている具体的な政策やその手段などに関することをご意見いただきたいと考えている。第3条以降はご説明したので、省かせていただく。

次の資料のスケジュールをご覧いただけたらと思う。一番上が事務局のスケジュールになっているが、先ほど説明した1回目は6月ぐらいに開始したい。現在準備中だが、実態把握などアンケートの内容をご意見いただいて、意見の交換や、その実態把握を踏まえた計画への反映などのご意見をいただく予定である。市民参加としては、パブリックコメント、先ほどお伝えした実態把握などをする予定である。そのほか各種会議では、ご覧いただいているとおりの報告などを準備していきたいと考えている。

本間委員長 市側の説明が終わった。質疑はないか。

岩崎委員 もう大分、特別支援教育というのはなじめるようになってきたということがあるが、また、新しく計画をつくるということで、どこへ向かうのかというのが少し気になるところだが、今までの計画を急に大転換することはもちろん難しいし、そういう方向はあり得ないのかもしれないが、やはり日頃からお伝えしているが、インクルーシブのほうに向かう一步の足がかりとして、このメンバーで審議していかれていってほしいなと思うところだが、その辺の考え方をお聞きできたらと思う。

相良教育センター長 ご意見ありがとうございます。第二次の計画のときもインクルーシブの関係では障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けてという言葉で目標としてきたので、今回もさらに共生社会、合理的配慮の視点、また、インクルーシブの視点なども盛り込んでいくと明確になると考えている。

岩崎委員 そういうところでメンバーがすごく、メンバーというか委員の方々の人選はすごく大事かと思っている。やはりやってないというか、今までずっと行っていた方向と同じような方だと、どうしてもそういう方向が真っ当な感じだと思うところがあるが、やはり一つ思い切って勇気を出せるような形に進んでいってほしいなと思うので、ぜひ取り組みとしてはインクルーシブも考えながら識者の方も選んでいただきたいと思うが、この辺のところをお聞きする。

相良教育センター長 ありがとうございます。構成のメンバーについては、学校関係者や先ほどもお伝えしたように、高校の先生とか今回は初めて入れたところである。そして、委員の構成も大事かと思っているが、今回初めて実態把握とか高校生の意見をお聞きするということ踏まえて、計画のほうを進めていきたいと思っているので、新たな計画にさせていただきたいと考えている。

小野澤教育部長 それでは補足させていただくが、今もう計画が第二次で、それができたのは令和3年度ということで、これまでの間、様々な状況変化があったと認識をしている。コロナもあったし、東京都の計画についても今第二期となっているが、今後少し変わっていく部分もあるかと思う。先日、一般質問でもお話をいただいた部分ともいろいろと状況変化としてあると考えているので、まず今の計画をしっかり振り返って、どこまできちんとできているのかということも踏まえた上で、その次の計画、新たな状況も踏まえながら、次の計画の策定を進めていきたいと考えている。

あらたに委員 結構、特別支援金とか利用されている保護者の方、在籍中の保護者の方って意外と本音が言えない部分もあったりする。実際に卒業されて、次の例えば高校とか養護学校とか行かれた保護者の方から、振り返ってみるとこういうことをしてもらったらもっとよかったというご意見を聞くことがある。なので、これからそういうご意見を聞くのに、保護者とやって在籍している親御さんの声しか聞かないと、なかなか言えない部分も出てくるので、そういうもう卒業された方の声とかを聞くと、割といいアイデアがあったりするのではないかなと思っているので、そこら辺もぜひ工夫していただければと思うが。

相良教育センター長 ご意見ありがとうございます。この構成員の中に市民の方が入っているが、やはりなかなか緊張なされたりとか、慣れてない場合もあるので、この辺はよく配慮していきたいと思っているのと、卒業生のお母様方は本当に重要なお意見いただけるかと考えている。やはりこの計画の中で、意見を伺う日ということでそういった方にご参加いただいて、ご意見をいただくような場面も想定したいと考えている。

あらたに委員 そのアンケートなんかもやるときに少しそこら辺まで広げられるといいかなと思った。

中島委員 今の実態把握のための保護者アンケートのところなのだが、この対象となる保護者の方というのは例えば小学校なのか中学校なのか、どの保護者を対象にしている、何名ぐらいの方にアンケートをとっているのかわかれば教えてほしい。

相良教育センター長 アンケートについては、今構成を考えているところだが、考えとしては小学校、中学校に新しく特別支援教室を受けていらっしゃる保護者の方全員と考えている。

中島委員 ありがとうございます。今のあらたに委員がおっしゃったように、在籍中の保護者の方というのはやはり意見が言いにくいというのはすごく本当にそのとおりで、そのときは子育てに一生懸命過ぎて、周りがよく見えなかったりもするし、本音を言うと先生たちに何か負担を与えるのではないかとか、いろいろな思いがめぐって、素直にアンケートに書けないというお母さんは本当にたくさんいらっしゃる。なので、卒業してからであれば冷静にあのときこうしてほしかったという気持ちが素直に出てくると思うので、本当にそういった方のアンケートもたくさんとっていただいて、参考にさせていただきたいと思う。

本間委員長 ほかに質疑はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本間委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。
以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 2時10分 再開

本間委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって子ども教育常任委員会を閉会する。

午後 2時10分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

子ども教育常任委員長

本 間 としえ